

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年2月15日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・ライフ・プラン30 ドイチェ・ライフ・プラン50 ドイチェ・ライフ・プラン70
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・ライフ・プラン30

ドイチェ・ライフ・プラン50

ドイチェ・ライフ・プラン70

（以下、上記ファンドを総称して「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを「各ファンド」という場合があります。）

（注）以下、各項目等に特に記載がない場合は、上記ファンド共通の内容となります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

2018年2月16日から2018年8月15日まで（継続申込期間）

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託の基礎知識

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



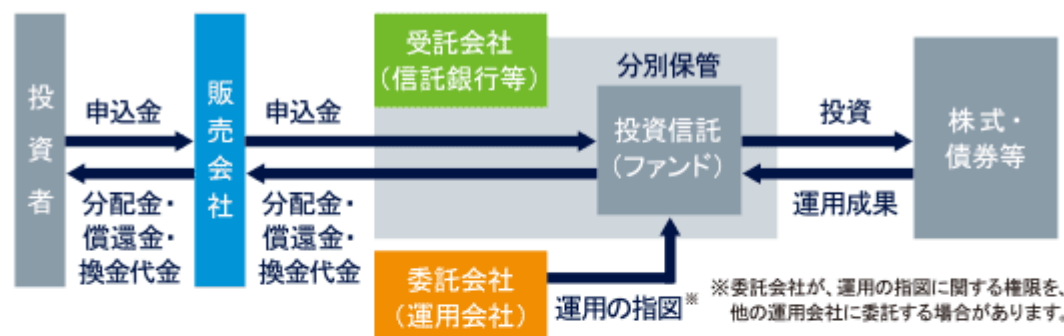
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



※委託会社が、運用の指図に関する権限を、他の運用会社に委託する場合があります。

留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.deutscheam.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債及び外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

信託金の限度額

各ファンドについて2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信	MMF MRF	インデックス型
追加型投信	内外	その他資産() 資産複合	ETF	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「資産複合」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
--------	------	--------	------	-------	----------	-----

株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本を含む)				
	年1回	日本			日経225	ブル・ ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり ()		条件付 運用型
	年4回	欧州				
	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX	ロング・ ショート 型/絶対収 益追求型
	年12回 (毎月)	オセアニア				
不動産投信		中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式、債券)))	日々	アフリカ				
資産複合()	その他 ()	中近東 (中東)			その他 ()	その他 ()
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に複数の資産（株式及び債券）に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「資産複合」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年1回」とは、目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

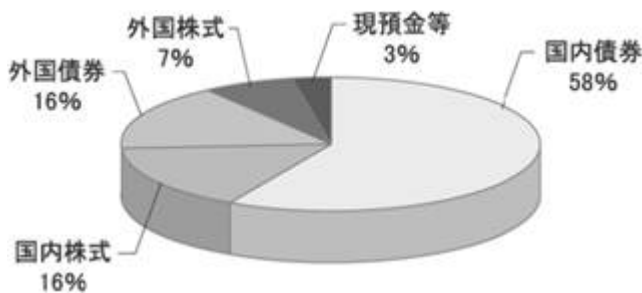
ファンドの特色

- a. 国内債券・国内株式・外国債券・外国株式等へ投資する各マザーファンドへの分散投資により、リスクを低減しつつ中長期的な安定収益の獲得を目指します。

ｂ．資産配分の中立的配分となる「基本アセット・ミックス」を決定し、一定の範囲内で資産配分の調整を行います。

<基本アセット・ミックス> (2017年12月末現在)

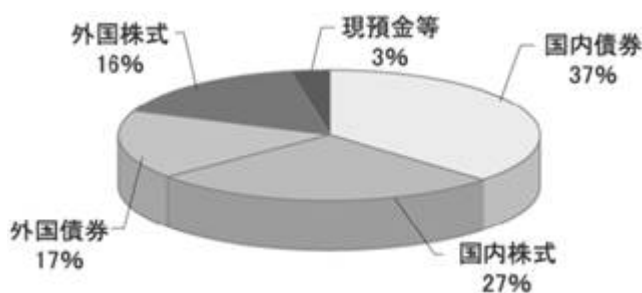
「ドイチェ・ライフ・プラン30」



	中立的配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	58	± 10
国内株式	16	± 5
外国債券	16	± 5
外国株式	7	± 5
現預金等	3	0-8
合計	100	

(注) 国内株式と外国株式の合計は30%以下とし、外国株式と外国債券の合計は30%以下とします。

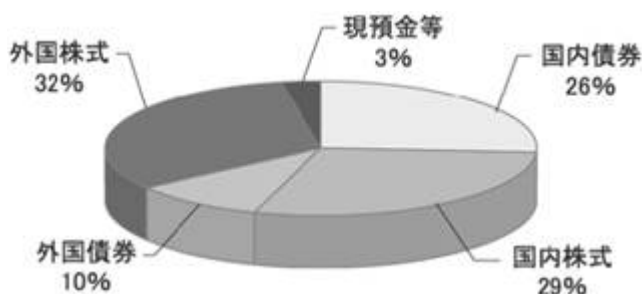
「ドイチェ・ライフ・プラン50」



	中立的配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	37	± 10
国内株式	27	± 5
外国債券	17	± 5
外国株式	16	± 5
現預金等	3	0-8
合計	100	

(注) 国内株式と外国株式の合計は50%以下とし、外国株式と外国債券の合計は40%以下とします。

「ドイチェ・ライフ・プラン70」



	中立的配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	26	± 10
国内株式	29	± 5
外国債券	10	± 5
外国株式	32	± 5
現預金等	3	0-8
合計	100	

(注) 国内株式と外国株式の合計は70%未満とし、外国株式と外国債券の合計は50%以下とします。

(注) 基本アセット・ミックスは変更される場合があります。

ｃ．ベンチマーク(運用を評価するための指標)を定め、アクティブ運用によって、ベンチマークを上回る収益を追求します。

ベンチマーク

各ファンドのベンチマークは、委託会社が、国内債券：NOMURA - BPI総合、国内株式：TOPIX(東証株価指数：配当込み)、外国債券：FTSE世界国債インデックス(除く日本)、外国株式：MSCIコクサイ指数(配当込み)、現預金等：有担保コール・レートをそれぞれ中立的配分で加重して計算したものです。

各資産のベンチマーク

国内債券	NOMURA - B P I 総合 ¹
国内株式	TOPIX（東証株価指数：配当込み） ²
外国債券	FTSE世界国債インデックス（除く日本） ³
外国株式	MSCIコクサイ指数（配当込み） ⁴

1 NOMURA - B P I は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA - B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

2 TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

3 FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4 MSCIコクサイ指数は、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

（注）ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。

主な投資対象

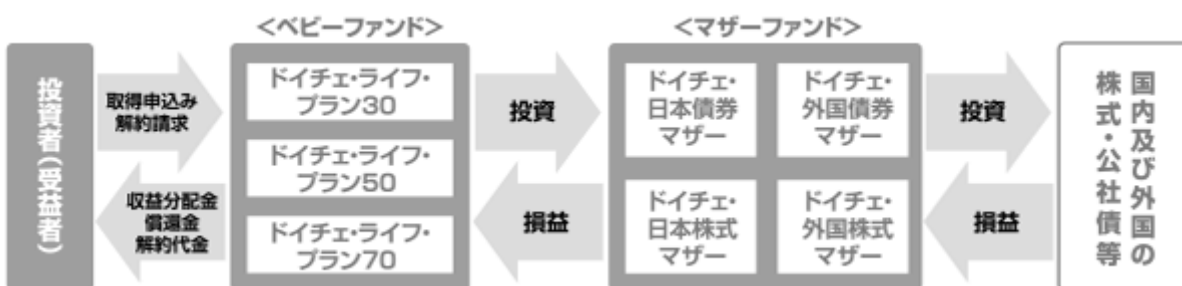
各マザーファンドへの投資を通じて、下記投資対象に投資します。

主 な 投 資 対 象	
国内債券	ベンチマーク採用銘柄のうちシングルA格相当以上の公社債
国内株式	わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式
外国債券	ベンチマーク採用国のシングルA格相当以上の国債
外国株式	ベンチマーク採用国の上場株式

d．原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますが、為替変動によって為替差損が生じる可能性がある
と判断した場合は、為替ヘッジを行います。

e．ファミリーファンド方式で運用を行います。

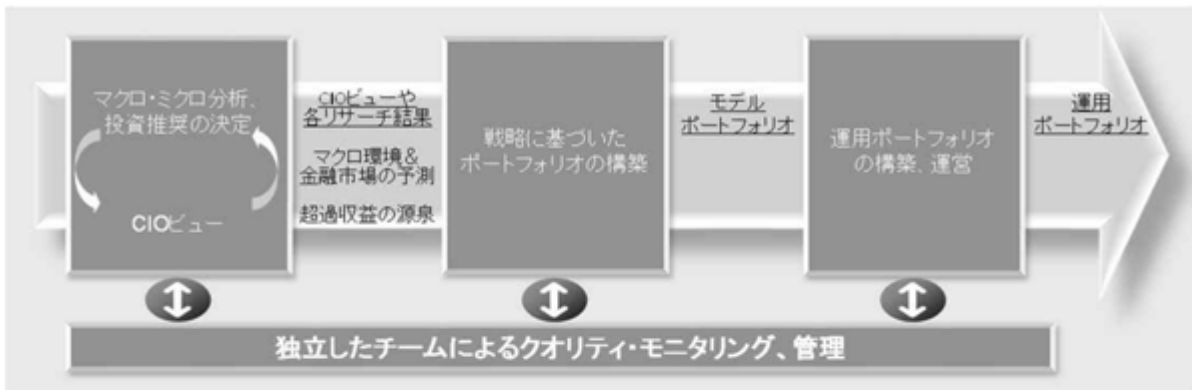
「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



（注）販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<運用プロセス>

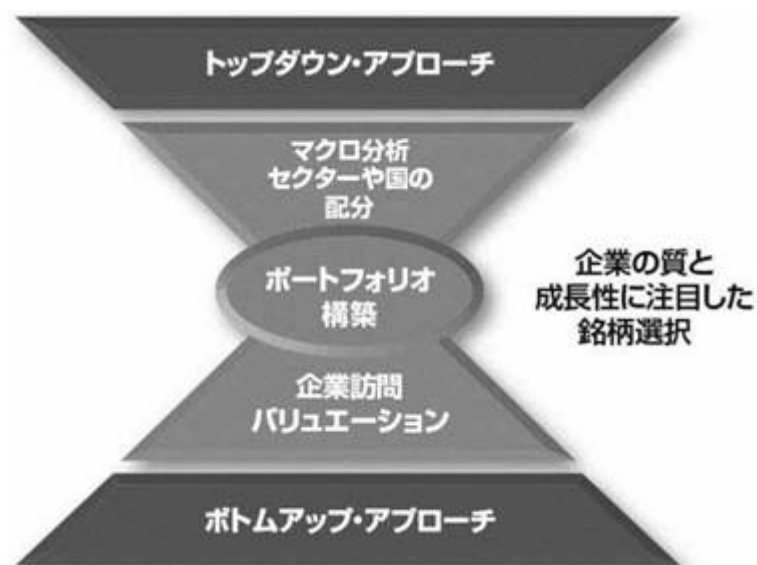
ドイチェ・日本債券マザー及びドイチェ・外国債券マザー



ミクロ分析



ドイチェ・日本株式マザー及びドイチェ・外国株式マザー



(注) 上記各運用プロセスは本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

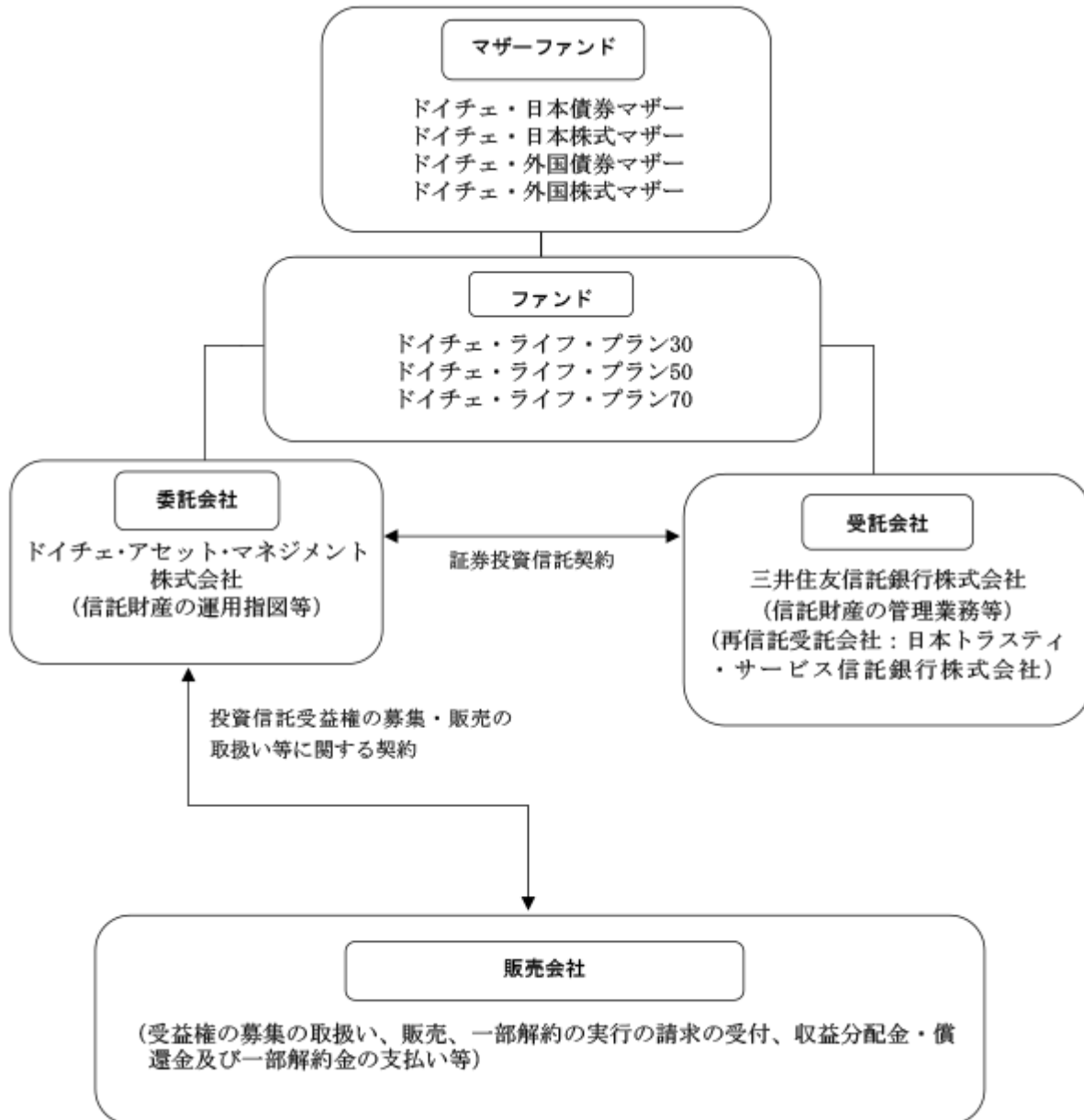
1998年11月26日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2000年12月1日 ファンド名称の変更

（「BTライフ・プラン30/50/70」より「ドイチェ・ライフ・プラン30/50/70」に変更）

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

委託会社の概況

a. 資本金の額(2017年12月末現在)

3,078百万円

b. 沿革

1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント(株)設立
 1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
 1990年 ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント(株)に社名を変更
 1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
 証券投資信託委託会社免許取得
 1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
 1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント(株)に社名を変更
 2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併
 2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービス業務を統合
 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一本化

c. 大株主の状況(2017年12月末現在)

名 称：ドイチェ・アセット・マネジメント・ホールディング・エスイー

住 所：ドイツ連邦共和国60325 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ12

所有株式：61,560株

所有比率：100%

2【投資方針】

以下、各項目等に特に記載がない場合は、各ファンド共通の内容となります。

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債及び外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

<マザーファンドの基本方針>

「ドイチェ・日本株式マザー」

主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・日本債券マザー」

主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・外国株式マザー」

主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・外国債券マザー」

主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

ドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券、ドイツ・外国債券マザー受益証券(以下、それぞれ「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とします。

b. 投資態度

「ドイツ・ライフ・プラン30」

1) 主に、ドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券、ドイツ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の30%を、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の30%を超えない範囲で運用を行います。

「ドイツ・ライフ・プラン50」

1) 主に、ドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券、ドイツ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の50%を、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の40%を超えない範囲で運用を行います。

「ドイツ・ライフ・プラン70」

1) 主に、ドイツ・日本株式マザー受益証券、ドイツ・日本債券マザー受益証券、ドイツ・外国株式マザー受益証券、ドイツ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の70%未満の範囲で、かつ外国株式と外国債券等の外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の50%を超えない範囲で運用を行います。

(以下、各ファンド共通)

- 2) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。
- 3) 各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。
 1. 各々のマザーファンド受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。
 -) 3年~5年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 -) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 -) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 -) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化したと判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
 2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、四半期毎に戦略的資産配分(各々のマザーファンド受益証券への投資配分)の計画を作成します。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の計画を決定します。
 3. 各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、一定の変更限度内で資産配分の調整を行います。

- 4) 各マザーファンド受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向等によってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 5) 実質外貨建資産については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるかと判断した場合は、為替ヘッジを行います。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）等、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことがあります。
- 7) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

<マザーファンドの概要>（詳細については、各マザーファンドの信託約款をご参照下さい。）

各マザーファンドは、信託約款に基づき、以下の概要の通りの運用を行います。

「ドイチェ・日本株式マザー」

- 1) 主にわが国の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式に積極的に投資を行い、東証株価指数（配当込み）を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、トップ・ダウン及びボトム・アップの両方を活用した運用を行います。業種配分に関しては、マクロ経済・産業分析等を通じて最適な配分を決定します。銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析、将来の成長性等を吟味した上で投資対象の絞込みを行います。
- 3) 業種及び銘柄の分散を行い、ポートフォリオ全体として意図せざるリスクをとることを抑制します。
- 4) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組入れ比率を引き下げることがあります。
- 5) 上記の運用を補完する目的でわが国の企業が発行する外貨建の転換社債、新株引受権証券、外国の取引所におけるわが国の株価指数先物等を行い、外貨建資産を保有することがあります。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 7) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・日本債券マザー」

- 1) 主にNOMURA - B P I 総合に採用されている公社債に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションやイールド・カーブ等の調整を行います。
- 3) 上記の運用を補完する目的で、外国の証券取引所におけるわが国の有価証券先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・外国株式マザー」

- 1) 主にMSCIコクサイ指数に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。なお、市況動向等によっては、MSCIコクサイ指数に採用されていない国の株式を信託財産の最大10%まで組入れることがあります。

- 2) 付加価値を高めるために、個々の企業のファンダメンタルズ及びバリュエーションを考慮して銘柄選択を行います。
- 3) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組入れ比率を引き下げることがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・外国債券マザー」

- 1) 主にF T S E世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国債を中心に投資を行い、同インデックスを上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションや国別配分等の調整を行います。
- 3) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券及びドイチェ・外国債券マザー受益証券のほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記8.までの証券の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
14. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で上記16.の有価証券の性質を有するもの
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.の証券または証書及び上記9.ならびに上記14.の証券及び証書のうち上記1.の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記6.までの証券及び上記9.ならびに上記14.の証券または証書のうち上記2.から上記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記10.の証券及び上記11.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マザーファンドの投資対象>

「ドイチェ・日本株式マザー」

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15.の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.の証券または証書及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券及び上記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・日本債券マザー」

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で上記12.の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.から上記5.までの証券及び上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券及び上記9.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・外国株式マザー」

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
13. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15.の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.の証券または証書及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券及び上記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・外国債券マザー」

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
9. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で上記12.の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
15. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、上記1.から上記5.までの証券及び上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券及び上記9.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

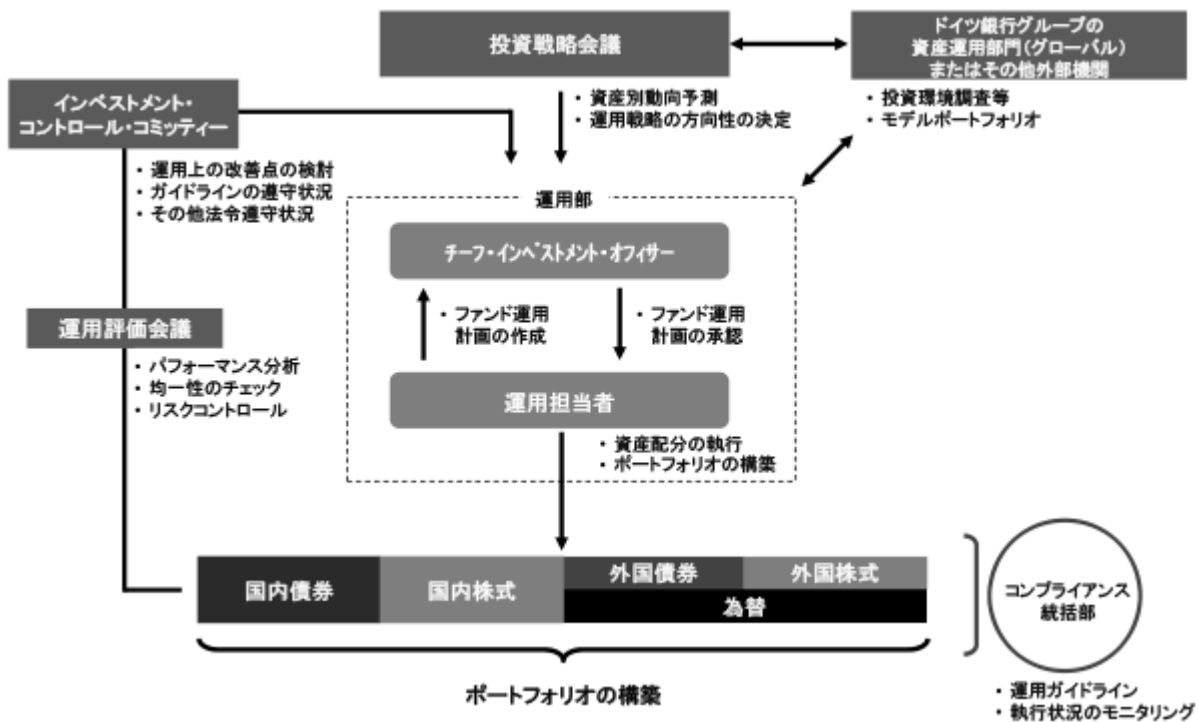
委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

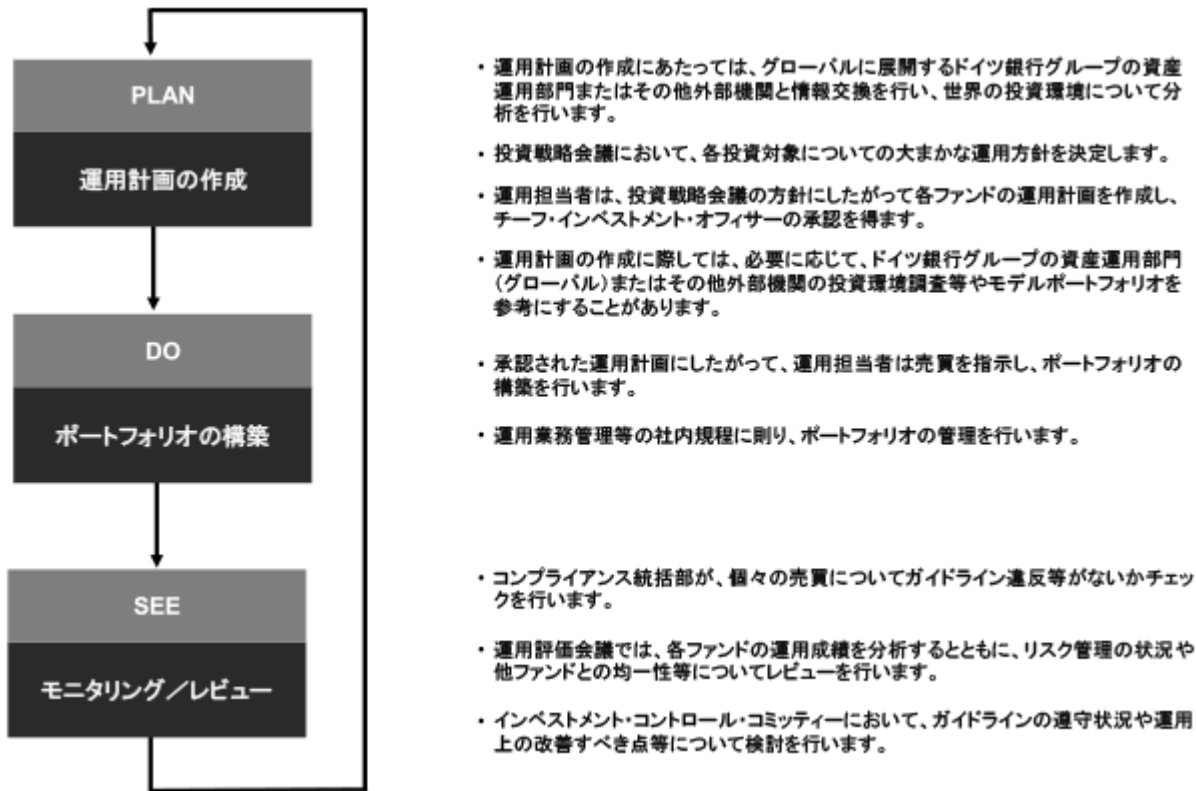
< 運用体制 >



運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部内規程により定められています。

< 運用の流れ >



- ・運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するドイツ銀行グループの資産運用部門またはその他外部機関と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- ・投資戦略会議において、各投資対象についての大きな運用方針を決定します。
- ・運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。
- ・運用計画の作成に際しては、必要に応じて、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）またはその他外部機関の投資環境調査等やモデルポートフォリオを参考にすることがあります。
- ・承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。
- ・運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- ・コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- ・運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。
- ・インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時（原則として毎年11月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

(以下、各ファンド共通)

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとして、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- c. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
- b. 上記a.の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 上記 a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- c. 上記 b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>

「ドイチェ・日本株式マザー」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

信用取引の指図範囲

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b . 上記 a . の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b . 上記 a . の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . 上記 a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d . 上記 a . の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「ドイチェ・日本債券マザー」

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. 上記a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記b.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- c. 上記b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「ドイチェ・外国株式マザー」

株式への投資制限

株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとしてします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。

「ドイチェ・外国債券マザー」

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとしてします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記b.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c. 上記b.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa．の数がb．の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式及び公社債等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

株価変動リスク

ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、当ファンドが保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

投資した株式や債券等の有価証券について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は当該有価証券の価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは外国の株式や債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

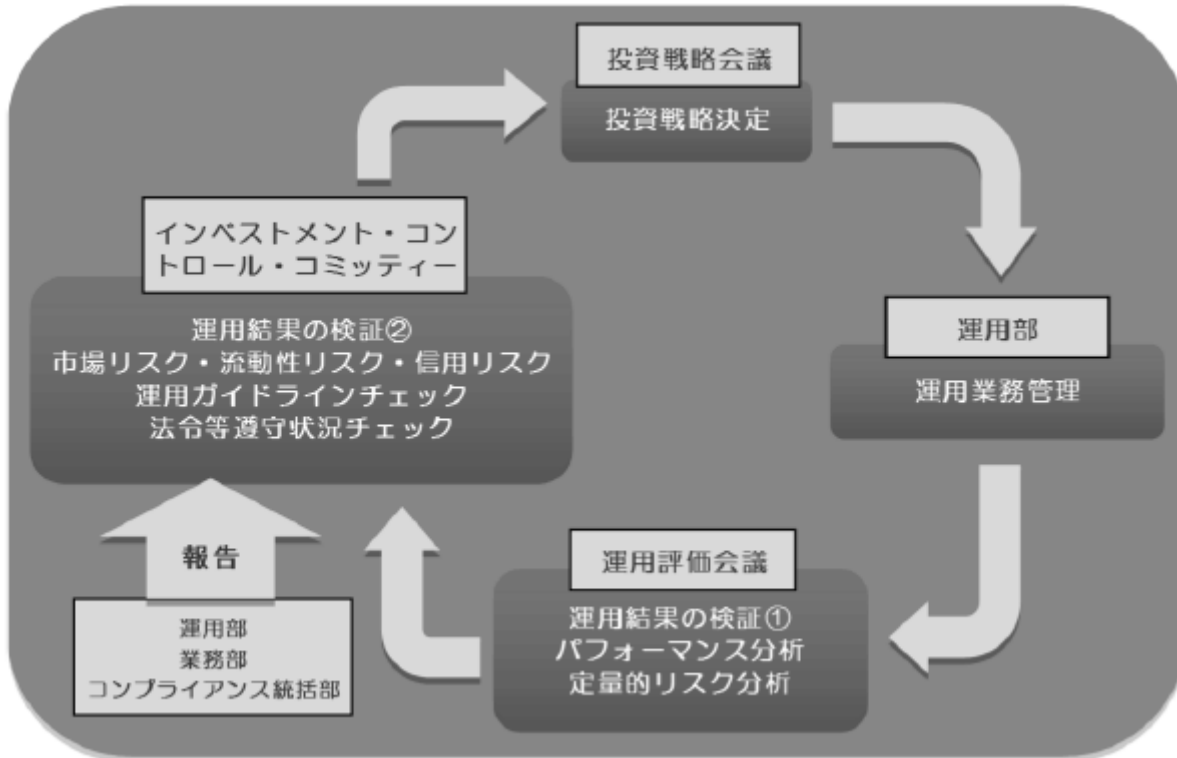
- 各資産への投資配分（各マザーファンド受益証券への投資配分）は、「基本アセット・ミックス」を中立的配分とし、一定の変更限度内で調整を行います。相対的に収益率の劣る資産への投資配分を増やすことにより中立的な投資配分をした場合より基準価額のパフォーマンスが劣る場合があります。
- 当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売

却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消しまたは変更することができます。
- ・当ファンドのベンチマークは、ファンドの運用にあたって運用成果の目標の目安とする指標であり、一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・各ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回国規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

(注) 投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2013年1月～2017年12月)

ドイチェ・ライフ・プラン 30



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2013年1月～2017年12月)

ドイチェ・ライフ・プラン 30



ドイチェ・ライフ・プラン 50



ドイチェ・ライフ・プラン 50



ドイチェ・ライフ・プラン 70



ドイチェ・ライフ・プラン 70



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2013年1月～2017年12月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- ・TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P. Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

（注）申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

ファンド	信託報酬率	配分（税抜）及び役務の内容		
		委託会社	販売会社	受託会社
		委託した資金の運用等の対価	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
ドイチェ・ライフ・プラン30	年率1.3284% (税抜1.23%)	0.58%	0.55%	0.10%
ドイチェ・ライフ・プラン50	年率1.5444% (税抜1.43%)	0.68%	0.65%	0.10%
ドイチェ・ライフ・プラン70	年率1.7604% (税抜1.63%)	0.78%	0.75%	0.10%

(注) 委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

上記の信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。

信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

上記の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度に係る税制が適用されます。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と

「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は2017年12月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。また、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります（ただし、対象者が18歳になるまでは払出し制限があります。）。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

- (注1) 上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。
- (注2) 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ドイチェ・ライフ・プラン30

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,074,124,973	97.18
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		89,272,594	2.82
合計(純資産総額)		3,163,397,567	100.00

ドイチェ・ライフ・プラン50

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,379,419,559	97.39
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		63,652,636	2.61
合計(純資産総額)		2,443,072,195	100.00

ドイチェ・ライフ・プラン70

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	755,865,147	98.19
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		13,899,624	1.81
合計(純資産総額)		769,764,771	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) ドイチェ・日本債券マザー

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	3,378,156,720	90.76
特殊債券	日本	230,160,000	6.18
社債券	日本	100,471,000	2.70
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		13,224,071	0.36
合計(純資産総額)		3,722,011,791	100.00

(参考) ドイチェ・日本株式マザー

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,867,344,520	99.49
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		9,664,682	0.51
合計(純資産総額)		1,877,009,202	100.00

(参考) ドイチェ・外国債券マザー

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	---------	---------	---------

国債証券	アメリカ	504,132,768	38.07
	カナダ	37,473,170	2.83
	ドイツ	98,269,177	7.42
	イタリア	157,148,223	11.87
	フランス	139,291,545	10.52
	オランダ	20,102,282	1.52
	スペイン	100,045,865	7.56
	オーストリア	20,832,712	1.57
	イギリス	78,339,949	5.92
	スウェーデン	29,084,119	2.20
	ノルウェー	9,731,932	0.73
	ポーランド	24,107,229	1.82
	オーストラリア	35,268,000	2.66
	小計	1,253,826,971	94.69
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		70,308,803	5.31
合計(純資産総額)		1,324,135,774	100.00

(参考) ドイチェ・外国株式マザー

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	717,339,022	57.60
	カナダ	46,142,820	3.70
	ドイツ	80,960,868	6.50
	フランス	13,375,253	1.07
	オランダ	70,231,931	5.64
	アイルランド	36,142,222	2.90
	イギリス	102,388,520	8.22
	スイス	79,023,438	6.35
	スウェーデン	5,881,590	0.47
	ノルウェー	10,081,008	0.81
	デンマーク	8,488,132	0.68
	香港	11,322,180	0.91
	韓国	20,001,000	1.61
	キュラソー	3,811,490	0.31
	ガーンジー	13,332,870	1.07
小計	1,218,522,344	97.84	
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		26,918,131	2.16
合計(純資産総額)		1,245,440,475	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ドイチェ・ライフ・プラン30

<評価額(全銘柄)>

(平成29年12月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	--------------	-----------------	-------------	-----------------	-------------	-----------------

1	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本 債券マザー	1,248,674,304	1.4397	1,797,716,396	1.4414	1,799,839,141	56.90
2	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国 債券マザー	258,606,176	2.0130	520,574,232	2.0217	522,824,106	16.53
3	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本 株式マザー	290,957,646	1.6887	491,340,177	1.7701	515,024,129	16.28
4	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国 株式マザー	117,239,846	1.9294	226,202,558	2.0167	236,437,597	7.47

<種類別投資比率>

(平成29年12月29日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	97.18
合計		97.18

ドイチェ・ライフ・プラン50

<評価額(全銘柄)>

(平成29年12月29日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受 益証券	ドイチェ・日本債券 マザー	606,622,119	1.4397	873,353,865	1.4414	874,385,122	35.79
2	日本	親投資信託受 益証券	ドイチェ・日本株式 マザー	377,760,414	1.6887	637,924,012	1.7701	668,673,708	27.37
3	日本	親投資信託受 益証券	ドイチェ・外国債券 マザー	210,536,923	2.0130	423,810,825	2.0217	425,642,497	17.42
4	日本	親投資信託受 益証券	ドイチェ・外国株式 マザー	203,658,567	1.9294	392,938,839	2.0167	410,718,232	16.81

<種類別投資比率>

(平成29年12月29日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	97.39
合計		97.39

ドイチェ・ライフ・プラン70

<評価額(全銘柄)>

(平成29年12月29日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受 益証券	ドイチェ・外国株式 マザー	127,485,307	1.9294	245,970,152	2.0167	257,099,618	33.40
2	日本	親投資信託受 益証券	ドイチェ・日本株式 マザー	128,603,259	1.6887	217,172,324	1.7701	227,640,628	29.57
3	日本	親投資信託受 益証券	ドイチェ・日本債券 マザー	132,764,164	1.4397	191,140,567	1.4414	191,366,265	24.86

4	日本	親投資信託受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	39,451,272	2.0130	79,415,410	2.0217	79,758,636	10.36
---	----	-----------	--------------	------------	--------	------------	--------	------------	-------

<種類別投資比率>

(平成29年12月29日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	98.19
合計		98.19

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考) ドイチェ・日本債券マザー

<評価額(全銘柄)>

(平成29年12月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第120回利付国債(20年)	440,000,000	117.62	517,550,000	117.72	518,003,200	1.6	2030/6/20	13.92
2	日本	国債証券	第304回利付国債(10年)	430,000,000	102.74	441,794,900	102.44	440,517,800	1.3	2019/9/20	11.84
3	日本	国債証券	第141回利付国債(20年)	250,000,000	120.29	300,745,000	120.55	301,392,500	1.7	2032/12/20	8.10
4	日本	国債証券	第99回利付国債(20年)	250,000,000	120.58	301,452,500	120.42	301,070,000	2.1	2027/12/20	8.09
5	日本	国債証券	第72回利付国債(20年)	247,000,000	114.83	283,647,390	114.58	283,020,010	2.1	2024/9/20	7.60
6	日本	国債証券	第306回利付国債(10年)	226,000,000	103.68	234,323,580	103.35	233,586,820	1.4	2020/3/20	6.28
7	日本	特殊債券	第42回道路債券	200,000,000	115.32	230,658,000	115.08	230,160,000	2.22	2025/3/21	6.18
8	日本	国債証券	第47回利付国債(30年)	190,000,000	120.39	228,746,700	121.00	229,907,600	1.6	2045/6/20	6.18
9	日本	国債証券	第64回利付国債(20年)	170,000,000	111.58	189,696,200	111.38	189,351,100	1.9	2023/9/20	5.09
10	日本	国債証券	第325回利付国債(10年)	170,000,000	104.40	177,485,100	104.25	177,235,200	0.8	2022/9/20	4.76
11	日本	国債証券	第7回利付国債(40年)	120,000,000	124.11	148,936,800	124.56	149,478,000	1.7	2054/3/20	4.02
12	日本	国債証券	第102回利付国債(20年)	120,000,000	124.42	149,310,000	124.24	149,096,400	2.4	2028/6/20	4.01
13	日本	国債証券	第149回利付国債(20年)	100,000,000	117.56	117,569,000	117.89	117,892,000	1.5	2034/6/20	3.17

14	日本	国債証券	第320回利付国債(10年)	100,000,000	104.60	104,603,000	104.38	104,389,000	1	2021/12/20	2.80
15	日本	国債証券	第347回利付国債(10年)	100,000,000	100.62	100,621,000	100.70	100,707,000	0.1	2027/6/20	2.71
16	日本	社債券	第9回東日本旅客鉄道株式会社社債	100,000,000	100.86	100,861,000	100.47	100,471,000	3.075	2018/2/25	2.70
17	日本	国債証券	第63回利付国債(20年)	50,000,000	110.64	55,323,500	110.39	55,195,000	1.8	2023/6/20	1.48
18	日本	国債証券	第296回利付国債(10年)	27,000,000	101.43	27,386,640	101.16	27,315,090	1.5	2018/9/20	0.73

<種類別投資比率>

(平成29年12月29日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	国内	90.76
特殊債券	国内	6.18
社債券	国内	2.70
合計		99.64

(参考)ドイチェ・日本株式マザー

<評価額(上位30銘柄)>

(平成29年12月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	TDK	電気機器	8,300	8,520.00	70,716,000	8,990.00	74,617,000	3.98
2	日本	株式	スズキ	輸送用機器	9,400	5,875.00	55,225,000	6,534.00	61,419,600	3.27
3	日本	株式	ドンキホーテホールディングス	小売業	10,000	4,850.00	48,500,000	5,890.00	58,900,000	3.14
4	日本	株式	日本電産	電気機器	3,500	15,625.00	54,687,500	15,810.00	55,335,000	2.95
5	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	64,300	736.20	47,337,660	826.40	53,137,520	2.83
6	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	5,500	9,340.00	51,370,000	8,920.00	49,060,000	2.61
7	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	12,400	3,185.00	39,494,000	3,860.00	47,864,000	2.55
8	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	8,500	5,329.00	45,296,500	5,590.00	47,515,000	2.53
9	日本	株式	キーエンス	電気機器	700	65,900.00	46,130,000	63,120.00	44,184,000	2.35
10	日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	32,900	1,462.00	48,099,800	1,313.00	43,197,700	2.30
11	日本	株式	五洋建設	建設業	50,900	773.00	39,345,700	840.00	42,756,000	2.28
12	日本	株式	ダイキン工業	機械	3,200	13,149.28	42,077,711	13,335.00	42,672,000	2.27

13	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	8,400	4,547.36	38,197,870	4,868.00	40,891,200	2.18
14	日本	株式	東京製鐵	鉄鋼	38,800	940.00	36,472,000	1,012.00	39,265,600	2.09
15	日本	株式	双日	卸売業	108,900	316.00	34,412,400	346.00	37,679,400	2.01
16	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	13,300	2,634.00	35,032,200	2,800.00	37,240,000	1.98
17	日本	株式	S M C	機械	800	44,910.00	35,928,000	46,380.00	37,104,000	1.98
18	日本	株式	資生堂	化学	6,800	5,057.00	34,387,600	5,446.00	37,032,800	1.97
19	日本	株式	太平洋セメント	ガラス・土石製品	7,600	4,695.00	35,682,000	4,865.00	36,974,000	1.97
20	日本	株式	D I C	化学	8,600	3,950.00	33,970,000	4,260.00	36,636,000	1.95
21	日本	株式	日立製作所	電気機器	41,000	852.70	34,960,700	877.90	35,993,900	1.92
22	日本	株式	セイコーエプソン	電気機器	13,200	2,596.00	34,267,200	2,659.00	35,098,800	1.87
23	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	6,800	4,754.00	32,327,200	5,141.00	34,958,800	1.86
24	日本	株式	住友商事	卸売業	18,000	1,926.61	34,679,044	1,915.00	34,470,000	1.84
25	日本	株式	クラレ	化学	16,200	2,239.00	36,271,800	2,126.00	34,441,200	1.83
26	日本	株式	S B I ホールディングス	証券、商品先物取引業	14,600	1,610.00	23,506,000	2,356.00	34,397,600	1.83
27	日本	株式	住友不動産	不動産業	9,000	3,755.00	33,795,000	3,703.00	33,327,000	1.78
28	日本	株式	任天堂	その他製品	800	43,090.00	34,472,000	41,190.00	32,952,000	1.76
29	日本	株式	古河電気工業	非鉄金属	5,600	5,720.00	32,032,000	5,560.00	31,136,000	1.66
30	日本	株式	デンソー	輸送用機器	4,500	6,345.00	28,552,500	6,763.00	30,433,500	1.62

<種類別及び業種別投資比率>

(平成29年12月29日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	国内	水産・農林業	1.00
		建設業	5.77
		食料品	2.53
		化学	9.04
		医薬品	2.55
		石油・石炭製品	1.17
		ガラス・土石製品	1.97
		鉄鋼	2.09
		非鉄金属	3.18
		金属製品	1.06
		機械	5.35
		電気機器	25.02
		輸送用機器	4.89
		その他製品	1.76
		陸運業	1.35
		空運業	1.53
		情報・通信業	3.44
		卸売業	6.22
		小売業	4.54
		銀行業	5.01
証券、商品先物取引業	1.83		
保険業	2.95		
不動産業	1.78		
サービス業	3.46		
合計		99.49	

(参考) ドイチェ・外国債券マザー

<評価額(全銘柄)>

(平成29年12月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	UST 8.125% 08/15/19	1,150,000	12,567.27	144,523,689	12,426.02	142,899,314	8.125	2019/8/15	10.79
2	アメリカ	国債 証券	UST 2.5% 08/15/23	1,200,000	11,510.99	138,131,906	11,439.48	137,273,812	2.5	2023/8/15	10.37
3	イタリア	国債 証券	BTPS 1.5% 06/01/25	750,000	13,597.90	101,984,279	13,487.92	101,159,458	1.5	2025/6/1	7.64
4	フランス	国債 証券	FRTR 6% 10/25/25	510,000	19,659.40	100,262,983	19,509.62	99,499,088	6	2025/10/25	7.51
5	アメリカ	国債 証券	UST 7.625% 02/15/25	520,000	15,373.29	79,941,143	15,207.76	79,080,401	7.625	2025/2/15	5.97
6	スペイン	国債 証券	SPGB 2.75% 04/30/19	500,000	14,107.97	70,539,885	14,056.69	70,283,499	2.75	2019/4/30	5.31
7	アメリカ	国債 証券	UST 3.625% 08/15/43	500,000	12,997.64	64,988,242	13,152.14	65,760,703	3.625	2043/8/15	4.97
8	イタリア	国債 証券	BTPS 2.5% 05/01/19	400,000	14,041.04	56,164,187	13,997.19	55,988,765	2.5	2019/5/1	4.23
9	イギリス	国債 証券	UKT 5% 03/07/25	260,000	19,423.76	50,501,798	19,470.87	50,624,270	5	2025/3/7	3.82
10	アメリカ	国債 証券	UST 4.25% 05/15/39	300,000	14,145.30	42,435,914	14,257.42	42,772,265	4.25	2039/5/15	3.23

11	ドイツ	国債証券	DBR 4% 01/04/37	200,000	20,682.25	41,364,507	20,703.84	41,407,688	4	2037/1/4	3.13
12	カナダ	国債証券	CAN 3.5% 06/01/20	400,000	9,440.25	37,761,010	9,368.29	37,473,170	3.5	2020/6/1	2.83
13	スペイン	国債証券	SPGB 5.15% 10/31/44	150,000	19,757.91	29,636,872	19,841.57	29,762,366	5.15	2044/10/31	2.25
14	ドイツ	国債証券	DBR 2.5% 01/04/21	200,000	14,835.30	29,670,607	14,724.92	29,449,845	2.5	2021/1/4	2.22
15	スウェーデン	国債証券	SGB 4.25% 03/12/19	2,000,000	1,464.55	29,291,140	1,454.20	29,084,119	4.25	2019/3/12	2.20
16	ポーランド	国債証券	POLGB 4% 10/25/23	700,000	3,420.15	23,941,097	3,443.88	24,107,229	4	2023/10/25	1.82
17	フランス	国債証券	FRTR 8.5% 10/25/19	150,000	15,916.51	23,874,765	15,734.00	23,601,006	8.5	2019/10/25	1.78
18	アメリカ	国債証券	UST 2% 02/28/21	200,000	11,350.32	22,700,640	11,286.75	22,573,515	2	2021/2/28	1.70
19	オーストリア	国債証券	RAGB 1.65% 10/21/24	140,000	14,933.81	20,907,334	14,880.50	20,832,712	1.65	2024/10/21	1.57
20	オランダ	国債証券	NETHER 5.5% 01/15/28	100,000	20,248.55	20,248,557	20,102.28	20,102,282	5.5	2028/1/15	1.52
21	イギリス	国債証券	UKT 3.25% 01/22/44	100,000	19,325.00	19,325,001	19,748.94	19,748,941	3.25	2044/1/22	1.49
22	ドイツ	国債証券	DBR 6.25% 01/04/24	100,000	18,801.19	18,801,190	18,597.43	18,597,431	6.25	2024/1/4	1.40
23	オーストラリア	国債証券	ACGB 5.25% 03/15/19	200,000	9,234.92	18,469,852	9,167.03	18,334,070	5.25	2019/3/15	1.38
24	オーストラリア	国債証券	ACGB 2.75% 06/21/35	200,000	8,459.91	16,919,823	8,466.96	16,933,930	2.75	2035/6/21	1.28
25	フランス	国債証券	FRTR 2.75% 10/25/27	100,000	16,273.22	16,273,225	16,191.45	16,191,451	2.75	2027/10/25	1.22
26	アメリカ	国債証券	UST 8% 11/15/21	100,000	13,940.05	13,940,051	13,772.75	13,772,758	8	2021/11/15	1.04
27	ノルウェー	国債証券	NGB 1.75% 02/17/27	700,000	1,390.55	9,733,850	1,390.27	9,731,932	1.75	2027/2/17	0.73
28	ドイツ	国債証券	DBR 2.5% 07/04/44	50,000	17,511.16	8,755,582	17,628.42	8,814,213	2.5	2044/7/4	0.67
29	イギリス	国債証券	UKT 4.5% 03/07/19	50,000	15,995.77	7,997,888	15,933.47	7,966,738	4.5	2019/3/7	0.60

<種類別投資比率>

(平成29年12月29日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
国債証券	外国	94.69
合計		94.69

(参考) ドイチェ・外国株式マザー

<評価額(上位30銘柄)>

(平成29年12月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	ソフトウェア・サービス	440	117,705.32	51,790,341	119,322.35	52,501,834	4.22
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,200	19,361.42	42,595,124	19,332.04	42,530,488	3.41
3	アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	4,200	6,106.52	25,647,384	6,926.90	29,092,980	2.34
4	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	2,650	9,692.86	25,686,097	9,687.09	25,670,799	2.06
5	ドイツ	株式	ALLIANZ SE	保険	970	26,758.19	25,955,451	26,158.11	25,373,375	2.04
6	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	1,900	12,653.74	24,042,106	12,921.55	24,550,945	1.97
7	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	850	26,382.60	22,425,218	28,564.80	24,280,083	1.95
8	アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	資本財	1,500	13,424.40	20,136,600	14,477.56	21,716,340	1.74
9	アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	小売	2,450	7,677.22	18,809,189	8,630.94	21,145,803	1.70
10	アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	1,210	16,647.16	20,143,064	17,416.69	21,074,195	1.69
11	アメリカ	株式	CELGENE CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,700	11,171.18	18,991,006	11,836.75	20,122,475	1.62
12	韓国	株式	SAMSUNG ELECTR- GDR REG S	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	150	138,555.90	20,783,385	133,340.00	20,001,000	1.61
13	アメリカ	株式	PRICELINE GROUP INC/THE	小売	100	194,303.50	19,430,350	199,342.17	19,934,217	1.60
14	オランダ	株式	UNILEVER NV-CVA	家庭用品・パーソナル用品	3,100	6,533.12	20,252,672	6,374.56	19,761,153	1.59
15	イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・パーソナル用品	1,800	9,750.63	17,551,137	10,356.91	18,642,442	1.50
16	アイルランド	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・サービス	2,000	8,945.08	17,890,160	9,191.42	18,382,840	1.48
17	アメリカ	株式	AETNA INC	ヘルスケア機器・サービス	890	19,683.51	17,518,328	20,478.98	18,226,301	1.46
18	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	800	18,990.78	15,192,624	21,445.14	17,156,112	1.38
19	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	5,000	2,965.12	14,825,600	3,367.40	16,837,000	1.35
20	アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	1,100	13,133.99	14,447,389	15,268.56	16,795,416	1.35
21	カナダ	株式	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	銀行	1,500	10,132.86	15,199,301	11,007.18	16,510,772	1.33
22	アメリカ	株式	AUTOZONE INC	小売	200	68,662.19	13,732,438	81,176.94	16,235,388	1.30
23	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,000	15,762.37	15,762,370	15,883.28	15,883,280	1.28

24	アメリカ	株式	EBAY INC	ソフトウェア・サービス	3,700	3,979.86	14,725,482	4,284.96	15,854,352	1.27
25	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,800	8,039.95	14,471,910	8,190.24	14,742,432	1.18
26	アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE&CO	銀行	1,200	10,991.51	13,189,812	12,180.27	14,616,324	1.17
27	イギリス	株式	AON PLC	保険	960	16,220.02	15,571,220	15,200.76	14,592,730	1.17
28	アメリカ	株式	TIME WARNER INC	メディア	1,400	9,888.63	13,844,082	10,351.93	14,492,702	1.16
29	アメリカ	株式	BIOGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	400	34,994.97	13,997,988	36,197.29	14,478,916	1.16
30	アメリカ	株式	CENTENE CORP	ヘルスケア機器・サービス	1,220	10,512.39	12,825,116	11,627.70	14,185,794	1.14

<種類別及び業種別投資比率>

(平成29年12月29日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	1.44
		素材	2.36
		資本財	6.51
		商業・専門サービス	1.19
		運輸	3.23
		自動車・自動車部品	0.98
		耐久消費財・アパレル	2.23
		消費者サービス	1.51
		メディア	2.24
		小売	6.59
		食品・生活必需品小売り	1.06
		食品・飲料・タバコ	4.88
		家庭用品・パーソナル用品	4.99
		ヘルスケア機器・サービス	6.24
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.55
		銀行	8.72
		各種金融	4.76
		保険	6.54
		ソフトウェア・サービス	11.70
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.25
電気通信サービス	1.46		
半導体・半導体製造装置	1.42		
合計			97.84

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄、種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

ドイチェ・ライフ・プラン30

該当事項はありません。

ドイチェ・ライフ・プラン50

該当事項はありません。

ドイチェ・ライフ・プラン70

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本株式マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国債券マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国株式マザー

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ドイチェ・ライフ・プラン30

該当事項はありません。

ドイチェ・ライフ・プラン50

該当事項はありません。

ドイチェ・ライフ・プラン70

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本債券マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・日本株式マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国債券マザー

該当事項はありません。

（参考）ドイチェ・外国株式マザー

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

ドイチェ・ライフ・プラン30

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間末（平成20年11月17日）	9,564	9,564	0.9155	0.9155
第11計算期間末（平成21年11月16日）	9,699	9,699	0.9530	0.9530
第12計算期間末（平成22年11月15日）	8,908	8,908	0.9504	0.9504
第13計算期間末（平成23年11月15日）	7,647	7,647	0.9273	0.9273

第14計算期間末	(平成24年11月15日)	6,812	6,812	0.9496	0.9496
第15計算期間末	(平成25年11月15日)	5,584	5,584	1.1529	1.1529
第16計算期間末	(平成26年11月17日)	4,435	4,435	1.2245	1.2245
第17計算期間末	(平成27年11月16日)	3,869	3,869	1.2363	1.2363
第18計算期間末	(平成28年11月15日)	3,483	3,483	1.1967	1.1967
第19計算期間末	(平成29年11月15日)	3,187	3,187	1.2814	1.2814
	平成28年12月末日	3,480		1.2266	
	平成29年 1月末日	3,420		1.2185	
	2月末日	3,393		1.2220	
	3月末日	3,354		1.2198	
	4月末日	3,348		1.2262	
	5月末日	3,304		1.2373	
	6月末日	3,276		1.2448	
	7月末日	3,242		1.2446	
	8月末日	3,236		1.2533	
	9月末日	3,217		1.2649	
	10月末日	3,211		1.2792	
	11月末日	3,194		1.2875	
	12月末日	3,163		1.2950	

ドイチェ・ライフ・プラン50

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）		
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第10計算期間末	(平成20年11月17日)	6,558	6,558	0.7910	0.7910
第11計算期間末	(平成21年11月16日)	6,813	6,813	0.8360	0.8360
第12計算期間末	(平成22年11月15日)	6,360	6,360	0.8304	0.8304
第13計算期間末	(平成23年11月15日)	5,370	5,370	0.7861	0.7861
第14計算期間末	(平成24年11月15日)	4,808	4,808	0.8097	0.8097
第15計算期間末	(平成25年11月15日)	4,625	4,625	1.0964	1.0964
第16計算期間末	(平成26年11月17日)	3,512	3,512	1.1941	1.1941
第17計算期間末	(平成27年11月16日)	2,942	2,942	1.2100	1.2100
第18計算期間末	(平成28年11月15日)	2,547	2,547	1.1330	1.1330
第19計算期間末	(平成29年11月15日)	2,435	2,435	1.2822	1.2822
	平成28年12月末日	2,597		1.1826	
	平成29年 1月末日	2,553		1.1765	
	2月末日	2,533		1.1829	
	3月末日	2,496		1.1811	
	4月末日	2,495		1.1888	
	5月末日	2,517		1.2072	
	6月末日	2,503		1.2213	
	7月末日	2,470		1.2213	
	8月末日	2,448		1.2306	
	9月末日	2,473		1.2544	
	10月末日	2,451		1.2804	
	11月末日	2,453		1.2940	
	12月末日	2,443		1.3071	

ドイチェ・ライフ・プラン70

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間末（平成20年11月17日）	1,256	1,256	0.6890	0.6890
第11計算期間末（平成21年11月16日）	1,450	1,450	0.7416	0.7416
第12計算期間末（平成22年11月15日）	1,453	1,453	0.7368	0.7368
第13計算期間末（平成23年11月15日）	1,259	1,259	0.6787	0.6787
第14計算期間末（平成24年11月15日）	1,203	1,203	0.7036	0.7036
第15計算期間末（平成25年11月15日）	1,295	1,295	1.0232	1.0232
第16計算期間末（平成26年11月17日）	1,035	1,035	1.1379	1.1379
第17計算期間末（平成27年11月16日）	862	862	1.1582	1.1582
第18計算期間末（平成28年11月15日）	764	764	1.0676	1.0676
第19計算期間末（平成29年11月15日）	774	774	1.2523	1.2523
平成28年12月末日	791		1.1296	
平成29年1月末日	783		1.1250	
2月末日	773		1.1376	
3月末日	765		1.1369	
4月末日	769		1.1457	
5月末日	778		1.1654	
6月末日	776		1.1822	
7月末日	770		1.1822	
8月末日	764		1.1886	
9月末日	769		1.2214	
10月末日	781		1.2508	
11月末日	778		1.2676	
12月末日	769		1.2863	

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

【分配の推移】

ドイチェ・ライフ・プラン30

計算期間	期間	1口当たりの分配金（円）
第10計算期間	平成19年11月16日～平成20年11月17日	0.0000
第11計算期間	平成20年11月18日～平成21年11月16日	0.0000
第12計算期間	平成21年11月17日～平成22年11月15日	0.0000
第13計算期間	平成22年11月16日～平成23年11月15日	0.0000
第14計算期間	平成23年11月16日～平成24年11月15日	0.0000
第15計算期間	平成24年11月16日～平成25年11月15日	0.0000
第16計算期間	平成25年11月16日～平成26年11月17日	0.0000
第17計算期間	平成26年11月18日～平成27年11月16日	0.0000
第18計算期間	平成27年11月17日～平成28年11月15日	0.0000
第19計算期間	平成28年11月16日～平成29年11月15日	0.0000

ドイチェ・ライフ・プラン50

計算期間	期間	1口当たりの分配金（円）
第10計算期間	平成19年11月16日～平成20年11月17日	0.0000
第11計算期間	平成20年11月18日～平成21年11月16日	0.0000
第12計算期間	平成21年11月17日～平成22年11月15日	0.0000
第13計算期間	平成22年11月16日～平成23年11月15日	0.0000

第14計算期間	平成23年11月16日～平成24年11月15日	0.0000
第15計算期間	平成24年11月16日～平成25年11月15日	0.0000
第16計算期間	平成25年11月16日～平成26年11月17日	0.0000
第17計算期間	平成26年11月18日～平成27年11月16日	0.0000
第18計算期間	平成27年11月17日～平成28年11月15日	0.0000
第19計算期間	平成28年11月16日～平成29年11月15日	0.0000

ドイチェ・ライフ・プラン70

		1口当たりの分配金（円）
第10計算期間	平成19年11月16日～平成20年11月17日	0.0000
第11計算期間	平成20年11月18日～平成21年11月16日	0.0000
第12計算期間	平成21年11月17日～平成22年11月15日	0.0000
第13計算期間	平成22年11月16日～平成23年11月15日	0.0000
第14計算期間	平成23年11月16日～平成24年11月15日	0.0000
第15計算期間	平成24年11月16日～平成25年11月15日	0.0000
第16計算期間	平成25年11月16日～平成26年11月17日	0.0000
第17計算期間	平成26年11月18日～平成27年11月16日	0.0000
第18計算期間	平成27年11月17日～平成28年11月15日	0.0000
第19計算期間	平成28年11月16日～平成29年11月15日	0.0000

【収益率の推移】

ドイチェ・ライフ・プラン30

		収益率（％）
第10計算期間	平成19年11月16日～平成20年11月17日	18.1
第11計算期間	平成20年11月18日～平成21年11月16日	4.1
第12計算期間	平成21年11月17日～平成22年11月15日	0.3
第13計算期間	平成22年11月16日～平成23年11月15日	2.4
第14計算期間	平成23年11月16日～平成24年11月15日	2.4
第15計算期間	平成24年11月16日～平成25年11月15日	21.4
第16計算期間	平成25年11月16日～平成26年11月17日	6.2
第17計算期間	平成26年11月18日～平成27年11月16日	1.0
第18計算期間	平成27年11月17日～平成28年11月15日	3.2
第19計算期間	平成28年11月16日～平成29年11月15日	7.1

ドイチェ・ライフ・プラン50

		収益率（％）
第10計算期間	平成19年11月16日～平成20年11月17日	29.0
第11計算期間	平成20年11月18日～平成21年11月16日	5.7
第12計算期間	平成21年11月17日～平成22年11月15日	0.7
第13計算期間	平成22年11月16日～平成23年11月15日	5.3
第14計算期間	平成23年11月16日～平成24年11月15日	3.0
第15計算期間	平成24年11月16日～平成25年11月15日	35.4
第16計算期間	平成25年11月16日～平成26年11月17日	8.9
第17計算期間	平成26年11月18日～平成27年11月16日	1.3
第18計算期間	平成27年11月17日～平成28年11月15日	6.4
第19計算期間	平成28年11月16日～平成29年11月15日	13.2

ドイチェ・ライフ・プラン70

		収益率(%)
第10計算期間	平成19年11月16日～平成20年11月17日	37.2
第11計算期間	平成20年11月18日～平成21年11月16日	7.6
第12計算期間	平成21年11月17日～平成22年11月15日	0.6
第13計算期間	平成22年11月16日～平成23年11月15日	7.9
第14計算期間	平成23年11月16日～平成24年11月15日	3.7
第15計算期間	平成24年11月16日～平成25年11月15日	45.4
第16計算期間	平成25年11月16日～平成26年11月17日	11.2
第17計算期間	平成26年11月18日～平成27年11月16日	1.8
第18計算期間	平成27年11月17日～平成28年11月15日	7.8
第19計算期間	平成28年11月16日～平成29年11月15日	17.3

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

ドイチェ・ライフ・プラン30

		設定口数(口)	解約口数(口)
第10計算期間	平成19年11月16日～平成20年11月17日	849,310,267	2,001,287,282
第11計算期間	平成20年11月18日～平成21年11月16日	777,769,677	1,047,257,905
第12計算期間	平成21年11月17日～平成22年11月15日	621,239,088	1,426,776,011
第13計算期間	平成22年11月16日～平成23年11月15日	510,587,180	1,636,316,186
第14計算期間	平成23年11月16日～平成24年11月15日	395,972,726	1,468,685,927
第15計算期間	平成24年11月16日～平成25年11月15日	268,997,046	2,599,496,932
第16計算期間	平成25年11月16日～平成26年11月17日	202,159,637	1,424,119,717
第17計算期間	平成26年11月18日～平成27年11月16日	164,825,441	657,148,866
第18計算期間	平成27年11月17日～平成28年11月15日	159,373,115	378,281,167
第19計算期間	平成28年11月16日～平成29年11月15日	144,257,940	567,194,506

ドイチェ・ライフ・プラン50

		設定口数(口)	解約口数(口)
第10計算期間	平成19年11月16日～平成20年11月17日	565,811,323	1,264,849,337
第11計算期間	平成20年11月18日～平成21年11月16日	553,428,505	694,500,243
第12計算期間	平成21年11月17日～平成22年11月15日	439,422,657	931,139,723
第13計算期間	平成22年11月16日～平成23年11月15日	350,306,600	1,177,759,993
第14計算期間	平成23年11月16日～平成24年11月15日	265,765,634	1,158,934,267
第15計算期間	平成24年11月16日～平成25年11月15日	169,879,513	1,888,953,501
第16計算期間	平成25年11月16日～平成26年11月17日	117,456,586	1,395,488,780
第17計算期間	平成26年11月18日～平成27年11月16日	99,249,996	608,557,864
第18計算期間	平成27年11月17日～平成28年11月15日	88,027,711	271,765,463
第19計算期間	平成28年11月16日～平成29年11月15日	74,887,199	423,471,595

ドイチェ・ライフ・プラン70

		設定口数(口)	解約口数(口)
第10計算期間	平成19年11月16日～平成20年11月17日	227,120,237	250,526,824
第11計算期間	平成20年11月18日～平成21年11月16日	241,822,566	110,328,176
第12計算期間	平成21年11月17日～平成22年11月15日	194,951,279	177,608,326
第13計算期間	平成22年11月16日～平成23年11月15日	159,587,216	276,937,068

第14計算期間	平成23年11月16日～平成24年11月15日	124,187,140	269,640,911
第15計算期間	平成24年11月16日～平成25年11月15日	86,577,647	530,977,041
第16計算期間	平成25年11月16日～平成26年11月17日	63,187,931	419,063,977
第17計算期間	平成26年11月18日～平成27年11月16日	53,700,912	219,287,093
第18計算期間	平成27年11月17日～平成28年11月15日	47,076,217	75,675,849
第19計算期間	平成28年11月16日～平成29年11月15日	41,964,626	139,167,936

(参考情報)

基準日：2017年12月29日

基準価額・純資産の推移 (2007/12/28~2017/12/29)

ドイチェ・ライフ・プラン 30



ドイチェ・ライフ・プラン 50



ドイチェ・ライフ・プラン 70



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。

ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

分配の推移

ドイチェ・ライフ・プラン 30

1万口当たり、税引前	
2017年11月	0円
2016年11月	0円
2015年11月	0円
2014年11月	0円
2013年11月	0円
設定来累計	200円

ドイチェ・ライフ・プラン 50

1万口当たり、税引前	
2017年11月	0円
2016年11月	0円
2015年11月	0円
2014年11月	0円
2013年11月	0円
設定来累計	700円

ドイチェ・ライフ・プラン 70

1万口当たり、税引前	
2017年11月	0円
2016年11月	0円
2015年11月	0円
2014年11月	0円
2013年11月	0円
設定来累計	850円

主要な資産の状況

各ファンドにおけるマザーファンドの組入比率

	ドイチェ・ライフ・プラン 30	ドイチェ・ライフ・プラン 50	ドイチェ・ライフ・プラン 70
ドイチェ・日本債券マザー	56.9%	35.8%	24.9%
ドイチェ・日本株式マザー	16.3%	27.4%	29.6%
ドイチェ・外国債券マザー	16.5%	17.4%	10.4%
ドイチェ・外国株式マザー	7.5%	16.8%	33.4%

※ 比率は各ファンドの純資産総額に対する比率です。

各マザーファンドにおける主要な資産の状況

ドイチェ・日本債券マザーにおける組入上位5銘柄

	銘柄	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	第120回利付国債(20年)	1.60	2030/6/20	13.9
2	第304回利付国債(10年)	1.30	2019/9/20	11.8
3	第141回利付国債(20年)	1.70	2032/12/20	8.1
4	第99回利付国債(20年)	2.10	2027/12/20	8.1
5	第72回利付国債(20年)	2.10	2024/9/20	7.6

ドイチェ・日本債券マザーにおける
種別構成比

債券種別	比率(%)
国債	90.8
政保債	6.2
事業債	2.7

ドイチェ・日本株式マザーにおける組入上位5銘柄

	銘柄	比率(%)
1	TDK	4.0
2	スズキ	3.3
3	ドンキホーテホールディングス	3.1
4	日本電産	2.9
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	2.8

ドイチェ・外国債券マザーにおける組入上位5銘柄

	銘柄	国	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	UST 8.125% 08/15/19	アメリカ	8.125	2019/8/15	10.8
2	UST 2.5% 08/15/23	アメリカ	2.500	2023/8/15	10.4
3	BTPS 1.5% 06/01/25	イタリア	1.500	2025/6/1	7.6
4	FRTR 6% 10/25/25	フランス	6.000	2025/10/25	7.5
5	UST 7.625% 02/15/25	アメリカ	7.625	2025/2/15	6.0

ドイチェ・外国株式マザーにおける組入上位5銘柄

	銘柄	国	比率(%)
1	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	4.2
2	APPLE INC	アメリカ	3.4
3	WELLS FARGO & COMPANY	アメリカ	2.3
4	NESTLE SA-REG	スイス	2.1
5	ALLIANZ SE	ドイツ	2.0

ドイチェ・日本株式マザーにおける業種別構成比(上位5業種)

業種	比率(%)
電気機器	25.0
化学	9.0
卸売業	6.2
建設業	5.8
機械	5.3

ドイチェ・外国債券マザーにおける国別構成比(上位5カ国)

国	比率(%)
アメリカ	38.1
イタリア	11.9
フランス	10.5
スペイン	7.6
ドイツ	7.4

ドイチェ・外国株式マザーにおける国別構成比(上位5カ国)

国	比率(%)
アメリカ	57.6
イギリス	8.2
ドイツ	6.5
スイス	6.3
オランダ	5.6

※ 比率は各マザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

ドイチェ・ライフ・プラン 30



ドイチェ・ライフ・プラン 50



ドイチェ・ライフ・プラン 70



※ 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

（注）確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.deutscheam.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消または変更することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注1）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）確定拠出年金制度に基づく換金（解約）の場合は、当該制度に係る手続きにしたがいます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.deutscheam.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.deutscheam.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

ファンド	略称
ドイチェ・ライフ・プラン30	L P 30
ドイチェ・ライフ・プラン50	L P 50
ドイチェ・ライフ・プラン70	L P 70

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託契約締結日（1998年11月26日）から無期限とします。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ)上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ)委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ)上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ)上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ)委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいま

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記(二)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約の更改等

< 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約 >

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払

前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他」の「信託の終了」、または「信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（平成28年11月16日から平成29年11月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ドイチェ・ライフ・プラン30】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	101,647,645	120,448,009
親投資信託受益証券	3,408,100,461	3,060,294,158
未収入金	-	70,000,000
流動資産合計	3,509,748,106	3,250,742,167
資産合計		
	3,509,748,106	3,250,742,167
負債の部		
流動負債		
未払金	-	30,000,000
未払解約金	1,523,526	9,535,636
未払受託者報酬	1,921,151	1,770,465
未払委託者報酬	21,708,955	20,006,164
未払利息	278	329
その他未払費用	1,467,262	1,573,596
流動負債合計	26,621,172	62,886,190
負債合計		
	26,621,172	62,886,190
純資産の部		
元本等		
元本	2,910,676,439	2,487,739,873
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	572,450,495	700,116,104
(分配準備積立金)	625,403,687	609,291,126
元本等合計	3,483,126,934	3,187,855,977
純資産合計		
	3,483,126,934	3,187,855,977
負債純資産合計		
	3,509,748,106	3,250,742,167

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期計算期間 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	第19期計算期間 (自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
営業収益		
受取利息	3,018	-
有価証券売買等損益	68,741,778	274,393,697
営業収益合計	68,738,760	274,393,697
営業費用		
支払利息	30,548	125,840
受託者報酬	3,926,967	3,602,444
委託者報酬	44,374,588	40,707,428
その他費用	3,358,616	3,269,810
営業費用合計	51,690,719	47,705,522
営業利益又は営業損失()	120,429,479	226,688,175
経常利益又は経常損失()	120,429,479	226,688,175
当期純利益又は当期純損失()	120,429,479	226,688,175
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	7,286,110	22,699,489
期首剰余金又は期首欠損金()	739,659,791	572,450,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,926,687	34,180,323
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,926,687	34,180,323
剰余金減少額又は欠損金増加額	87,992,614	110,503,400
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	87,992,614	110,503,400
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	572,450,495	700,116,104

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
1. 受益権の総数	2,910,676,439口	2,487,739,873口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1967円 (11,967円)	1.2814円 (12,814円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第18期計算期間 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	第19期計算期間 (自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,811,713円)、収益調整金(283,346,086円)、分配準備積立金(611,591,974円)より、分配対象収益は、908,749,773円(1万口当たり3,122円)ですが、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(45,806,440円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(55,333,112円)、収益調整金(270,342,918円)、分配準備積立金(508,151,574円)より、分配対象収益は、879,634,044円(1万口当たり3,535円)ですが、今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	第19期計算期間 (自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
親投資信託受益証券	74,548,151	214,762,985
合計	74,548,151	214,762,985

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	3,129,584,491	2,910,676,439
期中追加設定元本額	159,373,115	144,257,940
期中一部解約元本額	378,281,167	567,194,506

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	1,259,083,020	1,812,701,823	
	ドイチェ・日本株式マザー	296,568,689	500,815,545	
	ドイチェ・外国債券マザー	258,606,176	520,574,232	
	ドイチェ・外国株式マザー	117,239,846	226,202,558	
合計		1,931,497,731	3,060,294,158	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【ドイチェ・ライフ・プラン50】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	79,528,918	80,048,260
親投資信託受益証券	2,503,667,356	2,337,821,830
未収入金	-	78,000,000
流動資産合計	2,583,196,274	2,495,870,090
資産合計	2,583,196,274	2,495,870,090
負債の部		
流動負債		
未払金	-	36,000,000
未払解約金	14,672,807	3,732,551
未払受託者報酬	1,413,303	1,350,805
未払委託者報酬	18,796,907	17,965,674
未払利息	217	219
その他未払費用	1,086,919	1,148,925
流動負債合計	35,970,153	60,198,174
負債合計	35,970,153	60,198,174
純資産の部		
元本等		
元本	2,248,147,650	1,899,563,254
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	299,078,471	536,108,662
（分配準備積立金）	534,164,483	571,144,155
元本等合計	2,547,226,121	2,435,671,916
純資産合計	2,547,226,121	2,435,671,916
負債純資産合計	2,583,196,274	2,495,870,090

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期計算期間 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	第19期計算期間 (自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
営業収益		
受取利息	2,262	-
有価証券売買等損益	140,704,279	352,054,474
営業収益合計	140,702,017	352,054,474
営業費用		
支払利息	20,696	93,204
受託者報酬	2,912,296	2,717,550
委託者報酬	38,733,470	36,143,305
その他費用	2,502,120	2,414,367
営業費用合計	44,168,582	41,368,426
営業利益又は営業損失()	184,870,599	310,686,048
経常利益又は経常損失()	184,870,599	310,686,048
当期純利益又は当期純損失()	184,870,599	310,686,048
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	15,709,133	33,131,818
期首剰余金又は期首欠損金()	510,741,424	299,078,471
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,463,273	15,297,615
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,463,273	15,297,615
剰余金減少額又は欠損金増加額	55,964,760	55,821,654
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	55,964,760	55,821,654
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	299,078,471	536,108,662

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
1. 受益権の総数	2,248,147,650口	1,899,563,254口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1330円 (11,330円)	1.2822円 (12,822円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第18期計算期間 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	第19期計算期間 (自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,070,558円)、収益調整金(181,578,572円)、分配準備積立金(528,093,925円)より、分配対象収益は、715,743,055円(1万口当たり3,183円)ですが、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(38,084,780円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(96,615,182円)、収益調整金(169,450,460円)、分配準備積立金(436,444,193円)より、分配対象収益は、740,594,615円(1万口当たり3,898円)ですが、今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	第19期計算期間 (自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
親投資信託受益証券	134,544,283	286,597,667
合計	134,544,283	286,597,667

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	2,431,885,402	2,248,147,650
期中追加設定元本額	88,027,711	74,887,199
期中一部解約元本額	271,765,463	423,471,595

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	608,009,948	875,351,922	
	ドイチェ・日本株式マザー	382,377,121	645,720,244	
	ドイチェ・外国債券マザー	210,536,923	423,810,825	
	ドイチェ・外国株式マザー	203,658,567	392,938,839	
合計		1,404,582,559	2,337,821,830	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【ドイチェ・ライフ・プラン70】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,990,294	35,433,635
親投資信託受益証券	748,058,309	742,834,709
未収入金	-	23,000,000
流動資産合計	772,048,603	801,268,344
資産合計	772,048,603	801,268,344
負債の部		
流動負債		
未払金	-	13,000,000
未払解約金	821,613	6,464,170
未払受託者報酬	416,096	421,640
未払委託者報酬	6,366,215	6,451,091
未払利息	65	97
その他未払費用	324,178	328,198
流動負債合計	7,928,167	26,665,196
負債合計	7,928,167	26,665,196
純資産の部		
元本等		
元本	715,738,159	618,534,849
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	48,382,277	156,068,299
（分配準備積立金）	163,638,968	193,784,913
元本等合計	764,120,436	774,603,148
純資産合計	764,120,436	774,603,148
負債純資産合計	772,048,603	801,268,344

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期計算期間 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	第19期計算期間 (自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
営業収益		
受取利息	669	-
有価証券売買等損益	53,134,122	138,576,400
営業収益合計	53,133,453	138,576,400
営業費用		
支払利息	6,779	32,156
受託者報酬	853,594	839,788
委託者報酬	13,059,862	12,848,726
その他費用	737,035	715,318
営業費用合計	14,657,270	14,435,988
営業利益又は営業損失()	67,790,723	124,140,412
経常利益又は経常損失()	67,790,723	124,140,412
当期純利益又は当期純損失()	67,790,723	124,140,412
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	6,209,231	13,499,927
期首剰余金又は期首欠損金()	117,775,211	48,382,277
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,769,190	6,455,955
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,769,190	6,455,955
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,580,632	9,410,418
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,580,632	9,410,418
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	48,382,277	156,068,299

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
1. 受益権の総数	715,738,159口	618,534,849口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0676円 (10,676円)	1.2523円 (12,523円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第18期計算期間 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	第19期計算期間 (自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
分配金の計算方法	計算期間末における収益調整金(118,689,460円)、分配準備積立金(163,638,968円)より、分配対象収益は、282,328,428円(1万口当たり3,944円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,501,657円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(49,142,558円)、収益調整金(111,210,015円)、分配準備積立金(133,140,698円)より、分配対象収益は、304,994,928円(1万口当たり4,930円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 (自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	第19期計算期間 (自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
親投資信託受益証券	48,995,374	116,442,747
合計	48,995,374	116,442,747

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第18期計算期間 (平成28年11月15日現在)	第19期計算期間 (平成29年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	744,337,791	715,738,159
期中追加設定元本額	47,076,217	41,964,626
期中一部解約元本額	75,675,849	139,167,936

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	133,458,079	192,139,596	
	ドイチェ・日本株式マザー	130,984,917	221,194,229	
	ドイチェ・外国債券マザー	39,451,272	79,415,410	
	ドイチェ・外国株式マザー	129,618,262	250,085,474	
合計		433,512,530	742,834,709	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・外国債券マザー」及び「ドイチェ・外国株式マザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれら親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日におけるこれらの親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「ドイチェ・日本債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	89,340,427	28,827,041
国債証券	3,550,552,700	3,379,191,310
特殊債券	235,008,000	230,658,000
社債券	205,312,000	100,861,000
未収入金	-	81,700,000
未収利息	15,470,416	14,535,972
前払費用	508,602	1,293,150
流動資産合計	4,096,192,145	3,837,066,473
資産合計	4,096,192,145	3,837,066,473
負債の部		
流動負債		
未払金	-	100,659,000
未払解約金	22,000,000	-
未払利息	244	78
流動負債合計	22,000,244	100,659,078
負債合計	22,000,244	100,659,078
純資産の部		
元本等		
元本	2,812,856,817	2,595,348,735
剰余金		
剰余金又は欠損金()	1,261,335,084	1,141,058,660
元本等合計	4,074,191,901	3,736,407,395
純資産合計	4,074,191,901	3,736,407,395
負債純資産合計	4,096,192,145	3,837,066,473

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
1. 受益権の総数	2,812,856,817口	2,595,348,735口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4484円 (14,484円)	1.4397円 (14,397円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	(自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
国債証券	99,094,400	66,990,290
特殊債券	3,062,000	4,350,000
社債券	4,715,000	3,015,000
合計	97,441,400	74,355,290

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	3,387,800,262	2,812,856,817
期中追加設定元本額	41,363,062	144,343,248
期中一部解約元本額	616,306,507	361,851,330
期末元本額	2,812,856,817	2,595,348,735
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	1,376,109,802	1,259,083,020
ドイチェ・ライフ・プラン50	636,569,829	608,009,948
ドイチェ・ライフ・プラン70	133,203,850	133,458,079
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	2,950,874	-
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	4,118,340	-
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	329,455	-
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	176,961,508	174,448,380
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	146,063,814	147,034,234
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	68,950,428	74,373,813
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	163,314,045	114,482,944
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	31,271,364	31,221,797
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	15,237,235	12,168,867
ドイチェ・インド株式ファンド	55,050,734	41,067,653
DWS・グローバル・アグリビジネス株式ファンド	2,725,539	-

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	数量	評価額(円)	備考
国債証券	第7回利付国債(40年)	120,000,000	148,936,800	
	第296回利付国債(10年)	27,000,000	27,386,640	
	第304回利付国債(10年)	430,000,000	441,794,900	
	第306回利付国債(10年)	226,000,000	234,323,580	
	第320回利付国債(10年)	100,000,000	104,603,000	
	第325回利付国債(10年)	170,000,000	177,485,100	
	第347回利付国債(10年)	100,000,000	100,621,000	
	第47回利付国債(30年)	190,000,000	228,746,700	
	第63回利付国債(20年)	50,000,000	55,323,500	
	第64回利付国債(20年)	170,000,000	189,696,200	
	第72回利付国債(20年)	247,000,000	283,647,390	
	第99回利付国債(20年)	250,000,000	301,452,500	
	第102回利付国債(20年)	120,000,000	149,310,000	
	第120回利付国債(20年)	440,000,000	517,550,000	
	第141回利付国債(20年)	250,000,000	300,745,000	
第149回利付国債(20年)	100,000,000	117,569,000		
小計			3,379,191,310	
特殊債券	第42回道路債券	200,000,000	230,658,000	
小計			230,658,000	
社債券	第9回東日本旅客鉄道株式会社社債	100,000,000	100,861,000	
小計			100,861,000	
合計			3,710,710,310	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 「ドイチェ・日本株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,911,391	19,991,795
株式	2,035,552,320	1,783,810,050
未収入金	141,849,422	131,193,995
未収配当金	16,095,250	9,293,838
流動資産合計	2,223,408,383	1,944,289,678
資産合計	2,223,408,383	1,944,289,678
負債の部		
流動負債		
未払金	141,135,806	-
未払解約金	6,000,000	129,900,000
未払利息	81	54
流動負債合計	147,135,887	129,900,054
負債合計	147,135,887	129,900,054
純資産の部		
元本等		
元本	1,642,266,524	1,074,443,269
剰余金		
剰余金又は欠損金()	434,005,972	739,946,355
元本等合計	2,076,272,496	1,814,389,624
純資産合計	2,076,272,496	1,814,389,624
負債純資産合計	2,223,408,383	1,944,289,678

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
1. 受益権の総数	1,642,266,524口	1,074,443,269口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2643円 (12,643円)	1.6887円 (16,887円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	(自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
株式	107,814,219	319,718,583
合計	107,814,219	319,718,583

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,532,283,833	1,642,266,524
期中追加設定元本額	375,240,143	24,116,207
期中一部解約元本額	265,257,452	591,939,462
期末元本額	1,642,266,524	1,074,443,269
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	480,111,468	296,568,689
ドイチェ・ライフ・プラン50	580,681,119	382,377,121
ドイチェ・ライフ・プラン70	183,244,527	130,984,917
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	1,027,228	-
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	3,744,274	-
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	454,927	-
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	61,382,384	40,859,804
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	131,484,893	92,260,200
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	95,174,611	72,446,235
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	56,134,402	27,252,584
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	27,869,099	19,811,159
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	20,957,592	11,882,560

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

銘柄	数量	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
日本水産	11,600	579.00	6,716,400	
清水建設	42,300	1,221.00	51,648,300	
五洋建設	50,900	773.00	39,345,700	
大和ハウス工業	4,100	3,979.00	16,313,900	

アサヒグループホールディングス	8,500	5,329.00	45,296,500
クラレ	16,200	2,239.00	36,271,800
信越化学工業	2,600	12,235.00	31,811,000
D I C	8,600	3,950.00	33,970,000
サカタインクス	8,000	1,800.00	14,400,000
資生堂	8,800	5,057.00	44,501,600
ペプチドリーム	18,600	3,185.00	59,241,000
J X T Gホールディングス	63,300	612.30	38,758,590
太平洋セメント	7,600	4,695.00	35,682,000
東京製鐵	38,800	940.00	36,472,000
古河電気工業	5,600	5,720.00	32,032,000
S U M C O	10,100	2,937.00	29,663,700
S M C	800	44,910.00	35,928,000
ダイキン工業	1,000	12,640.00	12,640,000
日立製作所	41,000	852.70	34,960,700
安川電機	8,400	4,405.00	37,002,000
日本電産	3,500	15,625.00	54,687,500
ダブル・スコープ	3,500	2,143.00	7,500,500
オムロン	4,500	6,540.00	29,430,000
ルネサスエレクトロニクス	32,900	1,462.00	48,099,800
セイコーエプソン	13,200	2,596.00	34,267,200
ソニー	10,500	5,095.00	53,497,500
T D K	8,300	8,520.00	70,716,000
アドバンテスト	7,100	2,371.00	16,834,100
キーエンス	700	65,900.00	46,130,000
ローム	3,400	11,830.00	40,222,000
東京エレクトロン	1,000	22,530.00	22,530,000
デンソー	4,500	6,345.00	28,552,500
スズキ	9,400	5,875.00	55,225,000
任天堂	800	43,090.00	34,472,000
東日本旅客鉄道	2,300	10,805.00	24,851,500
日本航空	6,500	3,964.00	25,766,000
大塚商会	1,800	8,130.00	14,634,000
日本電信電話	6,500	5,714.00	37,141,000
ソフトバンクグループ	7,400	9,340.00	69,116,000
双日	108,900	316.00	34,412,400
阪和興業	5,800	3,965.00	22,997,000
ミスミグループ本社	4,400	3,110.00	13,684,000
ドンキホーテホールディングス	10,000	4,850.00	48,500,000
ニトリホールディングス	1,400	16,495.00	23,093,000
ファーストリテイリング	300	38,930.00	11,679,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	64,300	736.20	47,337,660
三井住友フィナンシャルグループ	4,900	4,359.00	21,359,100
S B Iホールディングス	14,600	1,610.00	23,506,000
東京海上ホールディングス	6,800	4,754.00	32,327,200
T & Dホールディングス	10,600	1,689.50	17,908,700
住友不動産	9,000	3,755.00	33,795,000
パーソルホールディングス	4,000	2,640.00	10,560,000
エン・ジャパン	4,700	4,530.00	21,291,000
リクルートホールディングス	13,300	2,634.00	35,032,200
合計			1,783,810,050

(イ)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

3. 「ドイチェ・外国債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	74,813,280	16,234,245
コール・ローン	10,143,909	6,158,515
国債証券	1,263,153,725	1,246,900,936
未収入金	-	34,800,000
未収利息	15,706,164	14,173,505
前払費用	519,372	87,451
流動資産合計	1,364,336,450	1,318,354,652
資産合計	1,364,336,450	1,318,354,652
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,000,000	-
未払利息	27	16
流動負債合計	4,000,027	16
負債合計	4,000,027	16
純資産の部		
元本等		
元本	756,435,287	654,916,011
剰余金		
剰余金又は欠損金()	603,901,136	663,438,625
元本等合計	1,360,336,423	1,318,354,636
純資産合計	1,360,336,423	1,318,354,636
負債純資産合計	1,364,336,450	1,318,354,652

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
1.受益権の総数	756,435,287口	654,916,011口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7984円 (17,984円)	2.0130円 (20,130円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	(自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
1.金融商品に対する取組方針	<p>当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。</p> <p>当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p>	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っています。	同左
-------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
国債証券	15,039,124	23,915,807
合計	15,039,124	23,915,807

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	828,895,172	756,435,287
期中追加設定元本額	26,742,212	22,442,052
期中一部解約元本額	99,202,097	123,961,328
期末元本額	756,435,287	654,916,011

2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン 3 0	309,153,179	258,606,176
ドイチェ・ライフ・プラン 5 0	237,510,212	210,536,923
ドイチェ・ライフ・プラン 7 0	40,898,452	39,451,272
ドイチェ・ライフ・プラン 3 0 VA	646,781	-
ドイチェ・ライフ・プラン 5 0 VA	1,508,174	-
ドイチェ・ライフ・プラン 7 0 VA	98,137	-
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	39,134,889	35,787,839
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	53,644,777	50,878,055
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	21,412,294	22,039,385
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型> VA	36,692,150	23,267,956
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型> VA	11,338,681	10,898,858
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型> VA	4,397,561	3,449,547

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量	評価額	備考	
国債証券	アメリカドル	UST 2.5% 08/15/23	1,200,000.00	1,222,406.25		
		UST 2% 02/28/21	200,000.00	200,890.62		
		UST 3.625% 08/15/43	500,000.00	575,117.18		
		UST 4.25% 05/15/39	300,000.00	375,539.06		
		UST 7.625% 02/15/25	520,000.00	707,443.75		
		UST 8.125% 08/15/19	1,150,000.00	1,278,970.70		
		小計			4,360,367.56 (494,814,510)	
		カナダドル	CAN 3.5% 06/01/20	400,000.00	419,800.00	
		小計			419,800.00 (37,370,596)	
		メキシコペソ	MBONO 7.75% 12/14/17	4,000,000.00	4,001,600.00	
		小計			4,001,600.00 (23,689,472)	
		ユーロ	BTPS 1.5% 06/01/25	750,000.00	755,775.00	
			BTPS 2.5% 05/01/19	400,000.00	416,216.00	
			DBR 2.5% 01/04/21	200,000.00	219,880.00	
			DBR 2.5% 07/04/44	50,000.00	64,885.00	
			DBR 4% 01/04/37	200,000.00	306,540.00	
			DBR 6.25% 01/04/24	100,000.00	139,330.00	
			FRTR 6% 10/25/25	510,000.00	743,019.00	
			FRTR 8.5% 10/25/19	150,000.00	176,928.75	
			NETHER 5.5% 01/15/28	100,000.00	150,056.00	
			RAGB 1.65% 10/21/24	140,000.00	154,938.00	
			SPGB 2.75% 04/30/19	500,000.00	522,750.00	
			SPGB 5.15% 10/31/44	150,000.00	219,630.00	
			小計			3,869,947.75 (517,915,107)
		イギリスポンド	UKT 3.25% 01/22/44	100,000.00	127,180.00	
			UKT 4.5% 03/07/19	50,000.00	52,635.00	
			UKT 5% 03/07/25	260,000.00	332,358.00	
		小計			512,173.00 (76,477,672)	
		スウェーデンクローナ	SGB 4.25% 03/12/19	2,000,000.00	2,136,480.00	
	小計			2,136,480.00 (28,863,844)		
	ノルウェークローネ	NGB 1.75% 02/17/27	700,000.00	710,500.00		
	小計			710,500.00 (9,847,530)		
	ポーランドズロチ	POLGB 4% 10/25/23	700,000.00	741,440.00		
	小計			741,440.00 (23,355,360)		
	オーストラリアドル	ACGB 2.75% 06/21/35	200,000.00	191,900.00		
		ACGB 5.25% 03/15/19	200,000.00	209,480.00		
	小計			401,380.00 (34,566,845)		
	合計			1,246,900,936 (1,246,900,936)		

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 6銘柄	37.5%	39.7%
カナダドル	国債証券 1銘柄	2.8%	3.0%
メキシコペソ	国債証券 1銘柄	1.8%	1.9%
ユーロ	国債証券 12銘柄	39.3%	41.5%
イギリスポンド	国債証券 3銘柄	5.8%	6.1%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	2.2%	2.3%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	0.7%	0.8%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	1.8%	1.9%
オーストラリアドル	国債証券 2銘柄	2.6%	2.8%

信用取引契約残高明細表
 該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

4. 「ドイチェ・外国株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	8,589,588	6,137,663
コール・ローン	7,278,932	6,997,579
株式	1,247,400,061	1,180,986,334
未収入金	46,957	93,147,304
未収配当金	1,115,294	839,549
流動資産合計	1,264,430,832	1,288,108,429
資産合計	1,264,430,832	1,288,108,429
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	180,214
未払解約金	2,000,000	89,900,000
未払利息	19	19
流動負債合計	2,000,019	90,080,233
負債合計	2,000,019	90,080,233
純資産の部		
元本等		
元本	836,883,630	620,938,405
剰余金		
剰余金又は欠損金()	425,547,183	577,089,791
元本等合計	1,262,430,813	1,198,028,196
純資産合計	1,262,430,813	1,198,028,196
負債純資産合計	1,264,430,832	1,288,108,429

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
1. 受益権の総数	836,883,630口	620,938,405口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5085円 (15,085円)	1.9294円 (19,294円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成27年11月17日 至 平成28年11月15日)	(自 平成28年11月16日 至 平成29年11月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。</p> <p>当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p>	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
-------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
株式	32,389,105	151,454,367
合計	32,389,105	151,454,367

(デリバティブ取引に関する注記)

(通貨関連)

(平成28年11月15日現在)

該当事項はありません。

区分	種類	(平成29年11月15日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	36,776,283	-	36,859,279	82,996
	カナダドル	9,455,371	-	9,467,923	12,552
	ユーロ	14,758,217	-	14,796,027	37,810
	スイスフラン	21,724,735	-	21,757,560	32,825
	香港ドル	10,179,465	-	10,193,496	14,031
	合計	92,894,071	-	93,074,285	180,214

(注1)時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成28年11月15日現在)	(平成29年11月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	844,151,555	836,883,630
期中追加設定元本額	83,668,864	40,857,585
期中一部解約元本額	90,936,789	256,802,810
期末元本額	836,883,630	620,938,405
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	167,024,872	117,239,846
ドイチェ・ライフ・プラン50	278,664,974	203,658,567
ドイチェ・ライフ・プラン70	165,659,942	129,618,262
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	358,964	-
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	1,779,255	-
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	403,700	-
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	21,512,476	16,101,370
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	63,895,812	49,161,751
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	85,924,213	71,944,756
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	19,905,470	10,680,977
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	13,271,744	10,730,983
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	18,482,208	11,801,893

(3)附属明細表

有価証券明細表

(ア)株式

通貨	銘柄	数量	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	SCHLUMBERGER LTD	500	62.78	31,390.00	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	800	103.74	82,992.00	
	3M CO	300	229.33	68,799.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,210	147.32	178,257.20	
	PARKER HANNIFIN CORP.	500	179.67	89,835.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	1,500	118.80	178,200.00	
	RYANAIR HOLDINGS PLC-SP ADR	630	112.41	70,818.30	
	UNION PACIFIC CORP	1,100	116.23	127,853.00	
	NIKE INC -CL B	1,100	55.98	61,578.00	
	STARBUCKS CORP	1,500	56.93	85,395.00	

	TIME WARNER INC	1,400	87.51	122,514.00
	WALT DISNEY CORPORATION	1,100	103.17	113,487.00
	AUTOZONE INC	200	607.63	121,526.00
	HOME DEPOT INC	800	168.06	134,448.00
	L BRANDS INC	1,100	49.27	54,197.00
	PRICELINE GROUP INC/THE	100	1,719.50	171,950.00
	TJX COMPANIES INC	2,450	67.94	166,453.00
	CVS HEALTH CORP	1,580	70.44	111,295.20
	PEPSICO INC.	900	115.76	104,184.00
	COLGATE-PALMOLIVE CO	1,170	73.46	85,948.20
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	500	126.02	63,010.00
	AETNA INC	700	171.83	120,281.00
	CENTENE CORP	1,220	93.03	113,496.60
	DENTSPLY SIRONA INC	1,000	65.39	65,390.00
	MCKESSON CORP	400	136.20	54,480.00
	MEDTRONIC PLC	2,000	79.16	158,320.00
	AMGEN INC	700	170.13	119,091.00
	BIOGEN INC	400	309.69	123,876.00
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	700	81.41	56,987.00
	CELGENE CORP	1,700	98.86	168,062.00
	GILEAD SCIENCES INC	1,800	71.15	128,070.00
	JOHNSON & JOHNSON	1,000	139.49	139,490.00
	BANK OF AMERICA CORP	5,000	26.24	131,200.00
	JP MORGAN CHASE&CO	1,200	97.27	116,724.00
	WELLS FARGO & COMPANY	4,200	54.04	226,968.00
	AFFILIATED MANAGERS GROUP	300	183.15	54,945.00
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	500	157.11	78,555.00
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	400	183.34	73,336.00
	MOODY'S CORPORATION	700	143.14	100,198.00
	NASDAQ INC	1,000	75.97	75,970.00
	SYNCHRONY FINANCIAL	3,000	32.56	97,680.00
	AON PLC	960	143.54	137,798.40
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	1,000	56.22	56,220.00
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	800	109.56	87,648.00
	ACCENTURE PLC-CL A	594	144.96	86,106.24
	ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	400	226.17	90,468.00
	ALPHABET INC-CL A	440	1,041.64	458,321.60
	AMDOCS LTD	1,800	63.79	114,822.00
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	1,000	74.97	74,970.00
	EBAY INC	3,700	35.22	130,314.00
	MICROSOFT CORPORATION	1,350	84.05	113,467.50
	ORACLE CORP	1,500	49.20	73,800.00
	VISA INC-CLASS A SHARES	1,900	111.98	212,762.00
	APPLE INC	2,200	171.34	376,948.00
	CISCO SYSTEMS INC	2,800	34.04	95,312.00
	HP INC	2,880	21.36	61,516.80
	SAMSUNG ELECTR-GDR REG S	100	1,245.00	124,500.00
	TE CONNECTIVITY LTD	800	93.82	75,056.00
	VERIZON COMMUNICATIONS	1,498	44.22	66,241.56
	BROADCOM LTD	311	263.26	81,873.86
	TEXAS INSTRUMENTS INC	900	96.96	87,264.00
小計				7,032,659.46
カナダドル				(798,066,195)
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	900	102.12	91,908.00
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	1,800	38.32	68,976.00
	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	1,100	63.91	70,301.00
	BANK OF NOVA SCOTIA	1,100	83.14	91,454.00
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	1,500	112.65	168,975.00
小計				491,614.00
ユーロ				(43,763,478)
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	1,770	27.17	48,090.90
	BASF SE	900	93.04	83,736.00
	MTU AERO ENGINES AG	330	147.15	48,559.50
	SIEMENS AG	410	116.30	47,683.00
	RELX NV	3,800	19.03	72,314.00
	DEUTSCHE POST AG-REG	1,400	39.47	55,259.40
	CONTINENTAL AG	400	217.60	87,040.00
	LVMH MOET-HENNESSY LOUIS VUITTON	400	245.95	98,380.00

	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	2,677	17.06	45,683.00	
	HEINEKEN NV	900	84.72	76,248.00	
	BEIERSDORF AG	500	96.63	48,315.00	
	UNILEVER NV-CVA	3,100	48.41	150,086.50	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG & ING GROEP NV-CVA	400	83.52	33,408.00	
	ALLIANZ SE	6,400	15.34	98,208.00	
小計		970	198.29	192,348.09	
				1,185,359.39	
				(158,636,647)	
イギリスポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A UK	2,000	24.34	48,690.00	
	BABCOCK INTL GROUP PLC	4,600	7.42	34,155.00	
	COMPASS GROUP PLC	3,750	16.37	61,387.50	
	IMPERIAL BRANDS PLC	2,600	30.92	80,392.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	1,800	64.17	115,506.00	
	SMITH & NEPHEW PLC	3,200	13.39	42,848.00	
	OLD MUTUAL PLC	39,200	1.88	74,048.80	
	VODAFONE GROUP PLC	25,514	2.27	57,929.53	
小計				514,956.83	
				(76,893,353)	
スイスフラン	GIVAUDAN-REG	31	2,255.00	69,905.00	
	NESTLE SA-REG	2,650	83.95	222,467.50	
	NOVARTIS AG-REG SHS	1,300	82.10	106,730.00	
	ROCHE HOLDING AG GENUSSCHEIN	850	228.50	194,225.00	
小計				593,327.50	
				(68,036,864)	
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	2,500	169.50	423,750.00	
小計				423,750.00	
				(5,724,862)	
ノルウェークローネ	DNB ASA	4,800	156.70	752,160.00	
小計				752,160.00	
				(10,424,937)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	1,400	315.50	441,700.00	
小計				441,700.00	
				(7,941,766)	
香港ドル	AIA GROUP LTD	12,000	65.90	790,800.00	
小計				790,800.00	
				(11,498,232)	
合計				1,180,986,334	
				(1,180,986,334)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 61銘柄	66.6%	67.5%
カナダドル	株式 5銘柄	3.7%	3.7%
ユーロ	株式 15銘柄	13.2%	13.4%
イギリスポンド	株式 8銘柄	6.4%	6.5%
スイスフラン	株式 4銘柄	5.7%	5.8%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	0.5%	0.5%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	0.9%	0.9%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	0.7%	0.7%
香港ドル	株式 1銘柄	1.0%	1.0%

(イ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ドイチェ・ライフ・プラン30

(平成29年12月29日現在)

資産総額	3,174,175,868 円
負債総額	10,778,301 円
純資産総額 (-)	3,163,397,567 円
発行済口数	2,442,839,754 口
1口当たり純資産額 (/)	1.2950 円
(1万口当たり純資産額)	(12,950 円)

ドイチェ・ライフ・プラン50

(平成29年12月29日現在)

資産総額	2,450,837,746 円
負債総額	7,765,551 円
純資産総額 (-)	2,443,072,195 円
発行済口数	1,869,007,189 口
1口当たり純資産額 (/)	1.3071 円
(1万口当たり純資産額)	(13,071 円)

ドイチェ・ライフ・プラン70

(平成29年12月29日現在)

資産総額	775,139,575 円
負債総額	5,374,804 円
純資産総額 (-)	769,764,771 円
発行済口数	598,425,240 口
1口当たり純資産額 (/)	1.2863 円
(1万口当たり純資産額)	(12,863 円)

(参考) ドイチェ・日本債券マザー

(平成29年12月29日現在)

資産総額	3,722,011,801 円
負債総額	10 円
純資産総額 (-)	3,722,011,791 円
発行済口数	2,582,163,637 口
1口当たり純資産額 (/)	1.4414 円
(1万口当たり純資産額)	(14,414 円)

(参考) ドイチェ・日本株式マザー

(平成29年12月29日現在)

資産総額	1,877,009,223 円
負債総額	21 円
純資産総額 (-)	1,877,009,202 円

発行済口数	1,060,415,639 口
1口当たり純資産額 (/)	1.7701 円
(1万口当たり純資産額)	(17,701 円)

(参考) ドイチェ・外国債券マザー

(平成29年12月29日現在)

資産総額	1,324,135,803 円
負債総額	29 円
純資産総額 (-)	1,324,135,774 円
発行済口数	654,966,002 口
1口当たり純資産額 (/)	2.0217 円
(1万口当たり純資産額)	(20,217 円)

(参考) ドイチェ・外国株式マザー

(平成29年12月29日現在)

資産総額	1,245,440,484 円
負債総額	9 円
純資産総額 (-)	1,245,440,475 円
発行済口数	617,572,815 口
1口当たり純資産額 (/)	2.0167 円
(1万口当たり純資産額)	(20,167 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとし、

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（2017年12月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（2017年12月末現在）

発行済株式総数

61,560株（2017年12月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については3名以上、監査役については1名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通しならびに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2017年12月末現在、委託会社の運用するファンドは107本、純資産総額は1,570,670百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	78本	470,607百万円
私募	単位型	株式投資信託	5本	28,915百万円
	追加型	株式投資信託	24本	1,071,148百万円
合計			107本	1,570,670百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	1	7,761,408	1	6,283,386
前払費用		25,947		16,458
未収入金		96,594		82,163
未収委託者報酬		647,331		763,859
未収運用受託報酬		3,830		7,786
未収投資助言報酬		66,500		-
未収収益		1,213,326		1,544,810
未収還付消費税		19,999		21,942
立替金		40,788		36,404
為替予約		24,282		26,683
繰延税金資産		606,552		739,018
流動資産合計		10,506,562		9,522,513
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		3,941		2,123
敷金		25,252		24,418
繰延税金資産		209,940		194,214
投資その他の資産合計		239,133		220,755
固定資産合計		239,133		220,755
資産合計		10,745,695		9,743,269

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	322,609	108,617
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	317,098	382,841
その他未払金	142,173	65,430
未払費用	1,746,114	2,285,945
未払法人税等	138,367	136,344
賞与引当金	73,448	83,600
為替予約	381	6,398
流動負債合計	2,741,704	3,070,690
固定負債		
退職給付引当金	532,293	506,572
長期未払費用	18,863	36,513
賞与引当金	24,323	35,404
固定負債合計	575,480	578,490
負債合計	3,317,185	3,649,180
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,520,551	1,186,003
利益剰余金合計	2,520,551	1,186,003
株主資本合計	7,428,551	6,094,003
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	40	85
評価・換算差額等合計	40	85
純資産合計	7,428,510	6,094,088
負債純資産合計	10,745,695	9,743,269

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,762,694	6,357,969
運用受託報酬	20,789	16,378
投資助言報酬	111,863	-
その他営業収益	5,717,714	3,592,631
営業収益合計	13,613,061	9,966,979
営業費用		
支払手数料	3,964,083	3,201,448
広告宣伝費	118,798	73,459
公告費	1,160	1,160
調査費	133,357	124,588
委託調査費	484,770	429,364
情報機器関連費	124,821	140,552
委託計算費	521,992	620,836
通信費	8,923	7,485
印刷費	64,875	58,122
協会費	14,120	15,321
諸会費	108	11,157
諸経費	31,962	35,421
営業費用合計	5,468,974	4,718,919
一般管理費		
役員報酬	93,398	126,870
給料・手当	1,066,316	1,092,474
賞与	491,412	217,223
交際費	8,565	11,682
寄付金	3,500	3,500
旅費交通費	51,663	46,216
租税公課	60,952	59,141
不動産賃借料	131,629	162,992
退職給付費用	93,365	123,967
福利厚生費	336,290	267,617
業務委託費	1,685,429	1,228,037
退職金	1,248	3,319
諸経費	140,217	175,560
一般管理費合計	4,163,988	3,518,604
営業利益	3,980,098	1,729,455
営業外収益		
雑収益	4,304	4,987
営業外収益合計	4,304	4,987
営業外費用		
為替差損	81,676	18,873
その他	1,518	4,027
営業外費用合計	83,195	22,900
経常利益	3,901,206	1,711,542
特別損失		
割増退職金	76,879	36,794

特別損失合計	76,879	36,794
税引前当期純利益	3,824,326	1,674,748
法人税、住民税及び事業税	1,156,800	606,092
法人税等調整額	152,627	116,796
法人税等合計	1,309,427	489,295
当期純利益	2,514,898	1,185,452

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	3,835,652	8,743,652
当期変動額				
剰余金の配当			3,830,000	3,830,000
当期純利益			2,514,898	2,514,898
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	1,315,101	1,315,101
当期末残高	3,078,000	1,830,000	2,520,551	7,428,551

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	96	96	8,743,555
当期変動額			
剰余金の配当			3,830,000
当期純利益			2,514,898
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	56	56	56
当期変動額合計	56	56	1,315,045
当期末残高	40	40	7,428,510

当事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	2,520,551	7,428,551
当期変動額				
剰余金の配当			2,520,000	2,520,000
当期純利益			1,185,452	1,185,452
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	1,334,547	1,334,547
当期末残高	3,078,000	1,830,000	1,186,003	6,094,003

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	40	40	7,428,510
当期変動額			
剰余金の配当			2,520,000
当期純利益			1,185,452
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	125	125	125
当期変動額合計	125	125	1,334,421
当期末残高	85	85	6,094,088

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当社においては過去より貸倒実績がないため引当金の計上をしておりません。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表関係）

- 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
預金	888,445 千円	1,272,988 千円
未払費用	383,916 千円	224,016 千円

（損益計算書関係）

- 1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
業務委託費	426,474 千円	284,032 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,830,000	62,215.72	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会の決議事項として、普通株式の配当に関する議案を次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,520,000	40,935.67	平成28年3月31日	平成28年6月30日

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,520,000	40,935.67	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月28日開催予定の定時株主総会の決議事項として、普通株式の配当に関する議案を次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,180,000	19,168.29	平成29年3月31日	平成29年6月29日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	7,761,408	7,761,408	-
(2) 未収委託者報酬	647,331	647,331	-
(3) 未収運用受託報酬	3,830	3,830	-
(4) 未収投資助言報酬	66,500	66,500	-
(5) 未収収益	1,213,326	1,213,326	-
(6) 投資有価証券 その他の有価証券	3,941	3,941	-
資産計	9,696,338	9,696,338	-
(1) 預り金	322,609	322,609	-
(2) 未払手数料	317,098	317,098	-
(3) その他未払金	142,173	142,173	-
(4) 未払費用	1,746,114	1,746,114	-
負債計	2,527,995	2,527,995	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	23,901	23,901	-
デリバティブ取引計	23,901	23,901	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

- (1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

- (注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	7,761,408	-	-
未収委託者報酬	647,331	-	-
未収運用受託報酬	3,830	-	-
未収投資助言報酬	66,500	-	-
未収収益	1,213,326	-	-
投資有価証券	-	-	-
その他の有価証券	-	3,941	-
合計	9,692,397	3,941	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（平成29年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	6,283,386	6,283,386	-
(2) 未収委託者報酬	763,859	763,859	-
(3) 未収運用受託報酬	7,786	7,786	-
(4) 未収収益	1,544,810	1,544,810	-
(5) 投資有価証券	-	-	-
その他の有価証券	2,123	2,123	-
資産計	8,601,966	8,601,966	-
(1) 預り金	108,617	108,617	-
(2) 未払手数料	382,841	382,841	-
(3) その他未払金	65,430	65,430	-
(4) 未払費用	2,285,945	2,285,945	-
負債計	2,842,835	2,842,835	-
デリバティブ取引 (*1)	-	-	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	20,284	20,284	-
デリバティブ取引計	20,284	20,284	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	6,283,386	-	-
未収委託者報酬	763,859	-	-
未収運用受託報酬	7,786	-	-
未収収益	1,544,810	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	2,123	-
合計	8,599,843	2,123	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	2,007	2,000	7
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,933	2,000	66
合計		3,941	4,000	58

当事業年度（平成29年3月31日）

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	2,123	2,000	123
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		2,123	2,000	123

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,913	-	86
合計	1,913	-	86

当事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,006	6	-
合計	2,006	6	-

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成28年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）（単位：千円）

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	米ドル	405,156	-	5,829	5,829
	ユーロ	97,226	-	2,414	2,414
	豪ドル	10,425	-	381	381
	買建				
	米ドル	116,909	-	616	616
	ユーロ	688,461	-	20,935	20,935
	シンガポールドル	27,321	-	548	548
合計		1,345,499	-	23,901	23,901

当事業年度（平成29年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）（単位：千円）

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建				
	米ドル	1,141,300	-	27,174	27,174
	ユーロ	16,195	-	347	347
	買建		-		
	米ドル	17,536	-	490	490
	ユーロ	812,787	-	6,349	6,349
	シンガポールドル	26,960	-	315	315
	豪ドル	10,973	-	80	80
合計		2,025,753	-	20,284	20,284

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	531,253	613,296
勤務費用	41,732	62,184
利息費用	3,244	1,998
数理計算上の差異の発生額	59,860	21,064
退職給付の支払額	53,518	123,960
転籍者調整額	30,723	12,486
退職給付債務の期末残高	613,296	544,940

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	613,296	544,940
未積立退職給付債務	613,296	544,940
未認識数理計算上の差異	81,003	38,368
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	532,293	506,572
退職給付引当金	532,293	506,572
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	532,293	506,572

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	41,732	62,184
利息費用	3,244	1,998
数理計算上の差異の費用処理額	9,922	21,569
確定給付制度に係る退職給付費用	54,899	85,752

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
割引率	0.50%	0.60%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度38,465千円、当事業年度 38,214千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)	
	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	24,218	21,595
その他未払金	36,342	19,453
未払費用	538,850	688,851
未払事業税	8,743	4,988
長期未払費用	2,239	3,033
退職給付引当金	163,315	155,424
減価償却超過額	42,605	39,677
その他有価証券評価差額金	18	-
その他	157	246
繰延税金資産小計	816,492	933,270
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	816,492	933,270
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	37
繰延税金負債合計	-	37
繰延税金資産の純額	816,492	933,232

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位:%)	
	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1	30.9
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	0.6	1.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.6	-
住民税均等割	0.2	0.2
その他	1.3	3.5
税効果会計適用後の法人税の負担率	34.2	29.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は60,508千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額は60,506千円増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	3,530,939 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 IT、管理部門 サービス	- 426,474	預金 未払費用	888,445 383,916

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	3,530,939 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 IT、管理部門 サービス	- 284,032	預金 未払費用	1,272,988 224,016

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当座預金口座を開設しております。

*2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	686,071	未払費用 未収入金	581,635 96,594
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	4,321,902	未収収益	713,019
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門 サービス *3 その他営業収益	203,379 217,022	未払費用 未収収益	148,138 103,256
同一の親会社を持つ会社	RREEF Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	234,831	未収収益	234,831
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門 サービス *2 委託調査 *3 その他営業収益	108,388 375,248 309,706	未払費用 未収収益	141,077 64,571

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	759,006	未払費用 未収入金	1,213,722 12,483
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	2,519,524	未収収益	1,123,846
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門 サービス *3 その他営業収益	113,235 265,728	未払費用 未収収益	130,901 237,558
同一の親会社を持つ会社	RREEF Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供	*3 その他営業収益	137,949	未収収益	23,351
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供 運用の再委託	*1 IT、管理部門 サービス *2 委託調査 *3 その他営業収益	37,724 333,866 197,181	未払費用 未収収益	264,662 10,942

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

*2 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

*3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
1株当たり純資産額	120,671.06 円	98,994.29 円
1株当たり当期純利益金額	40,852.80 円	19,256.86 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
当期純利益金額（千円）	2,514,898	1,185,452
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益金額（千円）	2,514,898	1,185,452
期中平均株式数（株）	61,560	61,560

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		5,496,490
前払費用		29,427
未収入金		63,754
未収委託者報酬		808,735
未収運用受託報酬		8,204
未収収益		2,209,143
立替金		45,734
繰延税金資産		1,040,193
為替予約		16,320
流動資産計		9,718,002
固定資産		
投資その他の資産		162,627
繰延税金資産		137,530
その他		25,096
固定資産計		162,627
資産合計		9,880,630
負債の部		
流動負債		
預り金		62,760
未払金		462,444
未払手数料		414,551
その他未払金		47,893
未払費用		3,015,804
未払法人税等		419,356
未払消費税等	1	29,318
賞与引当金		261,729
為替予約		46,472
流動負債計		4,297,886
固定負債		
長期未払費用		67,440
退職給付引当金		416,365
賞与引当金		57,058
固定負債計		540,864
負債合計		4,838,751
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		133,707
繰越利益剰余金		133,707
利益剰余金計		133,707
株主資本計		5,041,707
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	171
評価・換算差額等合計	171
純資産合計	5,041,878
負債・純資産合計	9,880,630

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	3,422,222
運用受託報酬	8,446
その他営業収益	1,565,153
営業収益計	4,995,821
営業費用	
支払手数料	1,756,782
その他営業費用	775,121
営業費用計	2,531,904
一般管理費	2,071,686
営業利益	392,230
営業外収益	4,247
営業外費用	1 25,361
経常利益	371,116
特別損失	2 77,699
税引前中間純利益	293,417
法人税、住民税及び事業税	410,242
法人税等調整額	244,528
法人税等合計	165,713
中間純利益	127,703

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間末の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p>
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成29年9月30日)
<p>1 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
<p>1 営業外費用の主要項目</p> <p>為替差損 25,121千円</p>
<p>2 特別損失の主要項目</p> <p>割増退職金 77,699千円</p>

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成29年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	5,496,490	5,496,490	-
(2)未収委託者報酬	808,735	808,735	-
(3)未収収益	2,209,143	2,209,143	-
(4)投資有価証券 その他の有価証券	2,247	2,247	-
資産計	8,516,615	8,516,615	-
(1)未払手数料	414,551	414,551	-
(2)未払費用	3,015,804	3,015,804	-
(3)未払法人税等	419,356	419,356	-
負債計	3,849,712	3,849,712	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	30,152	30,152	-
デリバティブ取引計	30,152	30,152	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、を付しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成29年9月30日）

其他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	2,247	2,000	247
合計		2,247	2,000	247

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（平成29年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	1,549,315	-	46,472	46,472
	米ドル				
	買建	772,687	-	15,574	15,574
	ユーロ				
シンガポールドル	26,950	-	745	745	
合計		2,348,953	-	30,152	30,152

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間末 (平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	81,901円86銭
1株当たり中間純利益金額	2,074円45銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
中間純利益金額(千円)	127,703
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	127,703
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称	三井住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（2017年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（2017年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円 （2017年3月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社（注1）	7,196百万円 （2017年3月末現在）	
マネックス証券株式会社	12,200百万円 （2017年3月末現在）	
野村證券株式会社	10,000百万円 （2017年5月末現在）	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円 （2017年3月末現在）	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円 （2017年3月末現在）	
楽天証券株式会社	7,495百万円 （2017年3月末現在）	
百五証券株式会社	3,000百万円 （2017年6月末現在）	
いよぎん証券株式会社（注2）	3,000百万円 （2017年4月末現在）	
高木証券株式会社	11,069百万円 （2017年3月末現在）	
ほくほくTT証券株式会社	1,250百万円 （2017年1月4日現在）	
九州FG証券株式会社	3,000百万円 （2018年1月22日現在）	

株式会社伊予銀行、(注2)	20,948百万円 (2017年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社群馬銀行	48,652百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社京葉銀行	49,759百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社佐賀銀行	16,062百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社四国銀行	25,000百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社十六銀行、(注3)	36,839百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社荘内銀行	8,500百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社常陽銀行	85,113百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社南都銀行	29,249百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社八十二銀行	52,243百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社肥後銀行	18,128百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社百五銀行	20,000百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社広島銀行	54,573百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社福井銀行	17,965百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社北越銀行	24,538百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社北海道銀行	93,524百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社北國銀行	26,673百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社みずほ銀行、(注4)	1,404,065百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社みなと銀行、(注5)	27,484百万円 (2017年3月末現在)	

株式会社武蔵野銀行	45,743百万円 (2017年3月末現在)	
株式会社新生銀行	512,204百万円 (2017年3月末現在)	
三井住友信託銀行株式会社、(注5)	342,037百万円 (2017年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

新規申込みの取扱いを行いません。

(注1) ドイチェ・ライフ・プラン30/70のみの取扱いとなります。

(注2) ドイチェ・ライフ・プラン50のみの取扱いとなります。

(注3) ドイチェ・ライフ・プラン70のみの取扱いとなります。

(注4) ドイチェ・ライフ・プラン30のみの取扱いとなります。

(注5) ドイチェ・ライフ・プラン30/50のみの取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

委託会社及びドイツ証券株式会社の最終的な親会社は、ドイツ銀行です。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）及び請求目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）の表紙に、それぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するほか、金融商品取引法に基づく目論見書である旨を記載する場合があります。また、使用開始日及び委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書及び請求目論見書の表紙等に、(i)委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地及びロゴマーク、()申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、()ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。
- (4) 請求目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式・債券等の値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

投資信託は、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。

登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。

投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- (5) 請求目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、信託約款を掲載します。
- (7) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 交付目論見書及び請求目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書または請求目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (10) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次等のデータとして、文章、数値、表、グラフ等で表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (11) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月13日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月20日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン30の平成28年11月16日から平成29年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン30の平成29年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月20日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン50の平成28年11月16日から平成29年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン50の平成29年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月20日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン70の平成28年11月16日から平成29年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン70の平成29年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月5日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。